

衆議院 文部科学委員会 議 録 第 十 四 号

平成十五年五月二十八日(水曜日)
午前九時一分開議

出席委員

委員長 古屋 圭司君

理事 奥山 茂彦君 理事 鈴木 恒夫君

理事 馳 浩君 理事 森田 健作君

理事 鎌田さゆり君 理事 山元 勉君

理事 齊藤 鉄夫君 理事 佐藤 公治君

理事 青山 丘君 理事 伊藤信太郎君

小淵 優子君 大野 松茂君

岡下 信子君 岸田 文雄君

近藤 基彦君 佐藤 静雄君

田村 憲久君 谷田 武彦君

林田 彪君 森岡 正宏君

柳澤 伯夫君 大石 尚子君

鳩山由紀夫君 平野 博文君

藤村 修君 牧野 聖修君

松原 仁君 山口 壯君

池坊 保子君 黄川田 徹君

石井 郁子君 児玉 健次君

中西 績介君 山内 恵子君

山谷えり子君

文部科学大臣 遠山 敦子君

内閣府副大臣 米田 建三君

文部科学副大臣 河村 建夫君

文部科学副大臣 渡海紀三朗君

経済産業副大臣 西川太一郎君

文部科学大臣政務官 池坊 保子君

文部科学大臣政務官 大野 松茂君

政府参考人 佐藤 壮郎君

(人事官) 大熊 健司君

政府参考人 内閣府政策統括官

政府参考人 内閣府原子力安全委員会

(事務局長) 小中 元秀君

政府参考人 文部科学省生涯学習政策局長 近藤 信司君

政府参考人 文部科学省初等中等教育局長 矢野 重典君

政府参考人 文部科学省科学技術・学術政策局長 林 幸秀君

政府参考人 文部科学省研究振興局長 石川 明君

政府参考人 文部科学省研究開発局長 白川 哲久君

政府参考人 文部科学省スポーツ・青少年局長 田中壮一郎君

政府参考人 文部科学省大臣官房審議官 広田 博士君

政府参考人 国土交通省大臣官房審議官 小神 正志君

政府参考人 国土交通省大臣官房技術審議官 門松 武君

政府参考人 文部科学委員会専門員 津野田元直君

委員の異動 五月二十八日

補欠選任 松野 博一君

補欠選任 田村 憲久君

同日 山谷えり子君

補欠選任 松野 博一君

補欠選任 山谷えり子君

五月二十七日

補欠選任 松野 博一君

補欠選任 山谷えり子君

補欠選任 松野 博一君

補欠選任 山谷えり子君

補欠選任 松野 博一君

補欠選任 山谷えり子君

補欠選任 松野 博一君

補欠選任 山谷えり子君

補欠選任 松野 博一君

補欠選任 山谷えり子君

補欠選任 松野 博一君

補欠選任 山谷えり子君

補欠選任 松野 博一君

補欠選任 山谷えり子君

補欠選任 松野 博一君

補欠選任 山谷えり子君

補欠選任 松野 博一君

補欠選任 山谷えり子君

補欠選任 松野 博一君

補欠選任 山谷えり子君

補欠選任 松野 博一君

補欠選任 山谷えり子君

第九三号(参議院送付) 独立行政法人海洋研究開発機構法案(内閣提出 第九四号(参議院送付) 同月十九日

私立幼稚園教育の充実と発展に関する請願(石井郁子君紹介)(第二〇六八号)

同(児玉健次君紹介)(第二〇六九号)

日本育英会奨学金制度の拡充に関する請願(中西績介君紹介)(第二一四号)

同(中西績介君紹介)(第二一四号)

日本育英会奨学金制度の廃止反対、拡充を求めることに関する請願(中西績介君紹介)(第二一三三三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

独立行政法人日本学生支援機構法案(内閣提出 第九三三三号(参議院送付)

独立行政法人海洋研究開発機構法案(内閣提出 第九四四号(参議院送付)

文部科学行政の基本施策に関する件

○古屋委員長 これより会議を開きます。

文部科学行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として人事院人事官佐藤壮郎君、内閣府政策統括官大熊健司君、原子力安全委員会事務局長小中元秀君、文部科学省生涯学習政策局長近藤信司君、初等中等教育局長矢野重典君、科学技術・学術政策局長林幸秀君、研究振興局長石川明君、研究開発局長白川哲久君、スポーツ・青少年局長田中壮一郎君、経

済産業省大臣官房審議官広田博士君、国土交通省大臣官房審議官小神正志君、大臣官房技術審議官門松武君及び海上保安庁次長津野田元直君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古屋委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。齊藤鉄夫君。

きょうは、科学技術案件を中心にした一般質疑ということ、三十分時間をいただきました。科学技術問題について、早速質問させていただきます。

まず最初に、科学技術人材の処遇という問題でございます。

毎日新聞でも「理系白書」という随分大部の調査が連載をされておりましたし、本にもなっております。その中にも提起された問題意識で、日本の科学技術創造立国に向けての最大の障害は、科学技術人材の処遇が、他の国に比べて日本の場合、冷遇をされている、そこに問題があるのではないかと、そこがこれからの科学技術創造立国の大きな壁になるのではないかと問題提起もされたところでございます。

そこで、いろいろ調べてみますと、まず人事院が平成十三年度に行いました職種別民間給与実態調査、それからアメリカのビュロー・オブ・ザ・センサス、統計局が行った同じような職種別民間給与実態調査、これを比較しました。

それを結論から申し上げますと、米国に比べ日本では、例外的にパイロットとお医者さんが平均給与に比べて極めて高い賃金が支払われている、

しかし全般的には、この二つの職種を除き日本における専門的技術や専門的知識を必要とする職種の賃金は、平均賃金に比べて特に高い賃金が支払われているわけではない。それに対し米国では、自然科学系研究者を含めいわゆる技術系の職種では、平均賃金と比較してその職能に応じた高い賃金が支払われている、このように言われております。

数字でいいますと、米国では、一般事務職に比べて、技術職の平均賃金は約一・六五倍、研究職では約二・一三倍だそうだけれども、日本においては、技術職で約一・一倍、研究者でもわずかに一・八倍、こういうことで、このような現状が優秀な人材を科学技術系の職種に引きつけることを妨げている要因となっている、このようにも言われているわけでございます。

確かに、お医者さんは特に待遇がいいということとで、理科系の方は、向いていない人もとにかく成績がよければ医学部を受けるといような現象もあるわけでございます。この点に関して抜本的に改革をしていかなくてはならない。国に何ができるか、民間の問題ではないかということもございしますが、この点について、副大臣、どのようにお考えでしょうか。

○渡海副大臣 朝一番からなかなか難しい質問だなと正直思っております。

といいますのは、やはり賃金の体系というのは、ある意味でその国の社会それから歴史等が醸成してきたという要素が非常に強うございします。

例えば、斉藤委員は今二つの例をお挙げになったわけですが、斉藤委員も実は建設会社へ御勤務でございました。私も、今はやっておりませんが、一応資格としては一級建築士を持っておりませんが、これも、アメリカと比べると、一般給与に比べての差という点から考えれば、実はアメリカは非常に優遇をされているとよく言われている分野でございます。社会がその職種をどう評価するかということにも非常に大きく影響してい

る。

ただ、研究開発というものを重要視し、科学技術創造立国を目指す我が国としては、きつちりと政策的な問題としてこの問題を真つ正面からとらえて、そして処遇の改善といえますか研究現場の環境改善、これにやはり力を尽くしていかなければいけないのではないかと。政府としても、また文部科学省としても、その役割を担っていると思っております。

そのためには、やはり研究者が自分が仕事をしたいやりがいがある環境というものをつくらなきゃいけない。これは、今スタートしたばかりといいますが、徐々に定着しつつあるわけでございますが、研究者それぞれがやっている研究というものがありと評価をされる、そして社会においてそのことがしっかりと評価をされるような体制というものをつくらなきゃいけないと思っております。従来よく言われたように、非常に窮屈で自由度がなかったんだと言われるような研究環境を改善していく。

また、日本において科学技術というものが将来この国の経済社会をしっかりとつくっていくためには大変重要なことだということを、政府としても国民の中に広く広報を充実していく。これは、大臣も従来から広報というものが非常に大事だということをおっしゃっておられるわけですが、そういう努力を通じて、社会から高い評価を得られるという環境をつくっていく。

また、資金面では、競争的資金の充実などによって、よりやる気のある人、またよりいいアイデアを持っていた人が十分な研究費をとれるような、そういった仕組みをつくっていくという努力をしていくことによつて、全体の評価を上げていくことが大切だということに考えておるところでございします。

○斉藤(鉄)委員 民間の話であるわけですが、霞が関を見てみたいと思うんです。霞が関

の例えば上級職で採られる人、採用時だけは人事院に調べてもらいました。一種採用者のうち技術系職員の比率、平成十五年四月一日、技術系が四八・五％、約半分が技術系です。それで、途中、課長、局長ぐらいでどの程度の技術系の人になっているかというのを調べようとしたんですが、それがなかなかデータがなくて、文部科学省だけ、本省の課長級以上の者について技術系の者の占める割合というのがございまして、平成十四年四月一日で二九・七％、平成十五年四月一日で三〇・六％。もともとぐんと上がりまして事務次官までいきますと、事務次官で技術系は十一官庁のうち一人だけ、パーセントにすると九・一％。ゼロのときもありますので、そのときは〇％に当然なるわけ

です。採用時に比べてだんだん職階が上がるにつれて比率が少なくなっていく、最後はゼロになる、そういう年もあるということ、特に技術系出身だから優遇しろということはないんですけれども、人事上の何らかの問題がそこにあるのではないかと。やはり、同じような能力を持って一種に受かって、しかし統計的に、評価をされ、職階が上がっていくのを見ると、技術系がこの数字だけ見ると冷遇をされている。何らかの問題があるのではないかと。そこに日本社会の、先ほど副大臣がおっしゃった、技術系の人間を大事にしないというその典型を霞が関がやっているのではないかと。このような批判もあるわけでございます。

きょうは人事院から来ていただいていますので、この点について、いかがでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘のように、技術系の専門教育を受けて一般行政職の俸給表を適用されている国家公務員、いわゆる技官でございしますけれども、採用時には事務官とはほぼ同数、あるいは年度によってはそれを上回る人数が採用されておりますけれども、上に行くに従って、高いポストでは事務官の割合があえて、技官の場合は非常に少ない割合という現状でございします。

これに対して私どもも問題意識を持っておりまして、平成十二年度の給与の勧告時の報告におきまして、各府省は昇進管理あるいは人事管理において、技官、事務官の区別なく、能力本位で人事管理をやっていたいただきたいというふうに申し上げました。ただ、一義的には、この問題は、各府省の人事管理あるいは昇進管理の問題が一つと、それからもう一つは、各府省の組織の中で、科学技術の正確な知識あるいは経験というのが必要とされる業務をどう位置づけるかということにかかわってくるわけでございます。これにつきましましてはなかなか、人事院として具体的に意見を申し上げにくい世界でございます。

そうではございますけれども、人事院といたしまして、今後の政策立案あるいは行政判断の中に科学技術の知識や経験というのが非常に必要になってくると思っておりますので、各省庁から技官の処遇について御相談があるような場合、あるいは技官のポストについてより高い格付をしてもらいたいというような要請がある場合には、ぜひ積極的に対応してまいりたいというふうに思います。

○斉藤(鉄)委員 この点、また考慮していただいて頑張っていたきたいと思います。我々理科系の人々が社会に出てよく言われるのは、技術系の人々は大学時代遊んでいないから幅が狭い、こういうふうに言われるわけですが、非常に矛盾した言葉だと思ふんですね。でも、大学時代に勉強しないで遊んだことが社会にとって有用な社会というのはい体どういふ社会なんだろうという思いもありますし、ぜひこの点は議論を進めていきたいと思ひます。

次の問題に入ります。

超鉄鋼材料、超鉄鋼でございます。文部科学省の方で、旧科技庁時代から、強度は二倍、寿命も二倍という鉄を開発する、そうすれば、材料の世界における革命であつて、世の中の様相を一変することができ、こういう超鉄鋼、平成九年から始まっております。もうそろそろ七、八年たとうとしております。この研究の現状、それから今

後の見通し、端的にお願いをいたします。
○石川政府参考人 超鉄鋼材料研究についてのお尋ねでございます。

ただいま先生からお話がございましたように、この研究につきましては、私どもの方の所管の独立行政法人物質・材料研究機構におきまして、これは平成九年から十三年度にかけて、これも先生からお話ございましたけれども、第一期の研究におきましては、強度が二倍それから寿命も二倍というようなそれぞれの目標に向けて研究を行いまして、試験片等の素材レベルではその実現が可能であるというようなことがほぼ実証できているというような状況でございます。

そして、平成十四年度からは五年計画で第二期の研究に取りかかっておりまして、第一期の研究成果をもとに、強度が二倍でかつ寿命も二倍だというような両方の特性を有する材料を開発するという目標のもとに、実用化のための大型化等、こういったことも目標にしまして、さらなる研究を進めているところでございます。先生から今お話ございましたように、こういったものが実現いたしますと、高層建築物ほか、建築用の構造材料等、飛躍的な成果といえますか、効果が得られる、こう思っております。私どもとしても、引き続き本研究の推進には努めてまいりたい、こんなふうに思っております。(齊藤鉄委員「現状を」と呼ぶ)

現状といいますと、今、そういった意味では第二期の計画に一生懸命取り組んでおりまして、まだ強度と寿命がそれぞれ二倍というふうなところまでの見通しが必ずしもついていないわけではございませんけれども、一生懸命やっているとでございます。

○齊藤鉄委員 研究が平成九年から始まりまして、もうそろそろおぼろげな成果が見えてくるという段階に来ていいのではないかと、非常に難しいことはわかりますけれども、そのように思っています。

そこで、これは文部科学省の中の研究所で研究

が進んでいるんですが、国土交通省もぜひ絡んでもらいたい、このように思うわけです。

こういう材料が開発されますと、土木構造物も一変すると思います。また、建築、超高層ビルも一変すると思います。また、地球環境の上でも、材料が半分で済むわけですから大変大きな影響がある。こういうものを国家プロジェクト、国土交通省さんはそういう国家プロジェクトをたくさん公共工事ですべてついでにやりますから、そういうものに使おう、こういうふうな目標を掲げて、その目標に向かって文部科学省の研究所も研究をする。普通、民間ではそういう手法、ある一つの開発目標を掲げて、そこまでに何とか、コストの面でも、技術の面でもクリアしようということであるわけですが、そういうものがないと何かだんだんとやっている感じがしないでもないということでございます。

国土交通省さん、これをぜひ、文部科学省と連携して、国家プロジェクトの中に組み込むということ、いかがでしょうか、きょう国土交通省さんから来ていただいておりますので。

○門松政府参考人 お答えいたします。

ただいま文部科学省の方から御答弁がありましたが、研究開発されました技術を実際の土木・建築構造物へ活用するためには、構造物の設計法や性能評価法などの検討もあわせて進めることが必要でございます。そこで、超鉄鋼の開発を担当していらつしやいます独立行政法人物質・材料研究機構と、我が省が所管いたします、土木・建築構造物への適用性の研究を行う独立行政法人土木研究所と建築研究所の間で綿密な情報交換を開始しているところでありまして、今後、超鉄鋼の特徴を生かせる分野を選定しつつ、効率的な研究開発を連携して進めてまいりたいと思っております。

国土交通省としては、このような研究開発の進展状況を踏まえつつ、御指摘のありました超高層ビルや超大橋も視野に入れて、超鉄鋼の土木・建築構造物への活用を検討していきたいと考えております。

○齊藤(鉄)委員 連携を始めて進めていただけるということですので、どうかよろしく願います。国民にわかるような形でプロジェクトがばつと出ると非常にいいかと思えます。

次の問題に移ります。
これは副大臣にお聞きしたいと思いますが、建築基準法旧三十八条問題でございます。これは、建築基準法の話だったから国土交通委員会であれという声が飛んできそうですが、実はそうではありません。技術開発、大学における研究と非常に深くかかわっております。

平成十年に建築基準法が改正されました。仕様規定から性能規定へとということによりまして、これは民間の公共工事でもそうですけれども、基本的に、使う技術というのは国土交通省が告示した技術しか使えない、こういうふうになってしまいました。

いわゆる旧三十八条には、新しい技術は大臣が認定すれば、具体的には、専門家が集まってこの技術はすばらしい技術だね、では使ってもいいよというお墨つきを与えるわけですが、その大臣認定ルートがありまして、新しい技術が世の中に出る方法がございました。例えば、今大変はやっております免震、地震が来たときに上のビルだけは揺れない、あの免震技術も、この大臣認定ルートを通って世の中に出たものでございます。

ところが、この三十八条がなくなりました。建築基準法を改正するときに、こんなことを言うと国土交通省の人は違うと言いますが、聞くところによると、国土交通省はそういう告示した技術しか使えないという法律だと新しい技術が出てくると主張したんですが、内閣法制局が、いわゆる透明性だ、法律というものは透明性なんだ、そんな、大臣認定ルートという、どこかの専門家かだれか知らないけれども、密室で決めたようなもの、そういうルートを残すというのは、それはもう法律の世界ではこれからはあり得ないんだというふうなことで、内閣法制局に負けて、旧三十八条を削っちゃった。これは国土交通省の方は決し

てお認めになりませんが、そういううわさも飛んでおります。

これは、ある意味で、科学技術の今後の発展にとつて、この建築基準法だけではありませんけれども、大変ポイントになる問題だと思っております。確かに法定主義は大事ですが、しかし、法律で規定できない世界で新しい技術ができるわけですから、そういうルートを残しておくことも大事だと思っております。

このことについて渡海副大臣にも、私相談に行きましたけれども、御認識を伺いたいんですが、その前に、この問題について、国土交通省、国土交通委員会でも私質問させていただきましたが、現在の取り組みをお聞かせ願います。その後、副大臣の方から御認識をお聞かせ願えればと思います。

○小神政府参考人 お答えいたします。

先生御案内のように、平成十年に建築基準法が改正されました。必要な性能を満たせば個別具体の材料ですとか寸法、こういったものを問わないという性能規定が実施されております。しかしながら、この制度につきましては、今先生も御指摘いただきましたように、大臣認定の運用が厳格化し過ぎているのではないかと、あるいは必要な認定のルートが十分整備されていないのではないかと、という御指摘をいただいているところでございます。

私どもといたしましては、新技術を速やかに受け入れるという観点から、民間の新技術を適切に評価できるような取り組みをこしの一月から行っております。具体的に言えば、民間の技術者団体あるいは個別の企業等々の方から技術基準に對して見直しの提案をいただく一元的な受付窓口を開設いたしますとともに、そういった提案を受けて、学識経験者等から成ります建築住宅性能基準検討委員会というものを設けて、この技術基準提案を迅速的確に基準整備に反映していくというところを始めたところでございます。また、昨年十二月には、部材、構法レベルの認定ルートを整備するという観点から政令改正を行いまして、

これはこの七月から施行させていただくことになつております。

そういった対応を行うことによりまして、これから新しい技術開発の道が開ざれないように、さらに円滑に進むような取り組みを今後とも進めてまいりたいと考えております。

○渡海副大臣 中身については斉藤委員御指摘のとおりでございます。

一緒にやらせていただいておりますからあえてここでは申し上げませんが、三十八条の道というもので設計者はチャレンジができたわけですね。そして、そこで新しい構法を見出し、実験によって実証し、許可を得る。一番わかりやすい例としては、後樂園ドームがそうです。あれは壮大な実験をやつて空気膜というものを日本に導入したわけでした、実は私も一緒に仕事をしておりましたから、これはある建設会社と設計事務所が一緒になつてやつたわけでありまして、よくわかります。しかし、そういう道を閉ざすことによって、設計の幅がなくなる、新しい技術が生まれてこなくなる、これは設計者の皆さんから本当に多く寄せられているわけでございます。

そこで、今国土交通省がお答えになつたような、窓口を開き、ニーズを吸収して、三十八条的な方法を今後とも認めていこうという検討を、今、何についてやればいいのかということを開始していただいていることも事実でございます。

斉藤委員もホームページで、今後の見直し、この体制を国土交通省が責任を持ってやってくれるなら私は静かに見守ろうと思う、しかし、しばらくして実質的な改善が見られないならそのときは何らかの動きをしなければならぬ、議員立法も選択肢の一つである。そのときは、私は、政府にいなければ、私も提案者の一人にならせていただきたい、そういうふうにご覧しております。

○斉藤委員 研究開発を担当する副大臣として、ぜひ御支援をお願いしたいと思います。次に移ります。原子力でございます。

昔、科学技術といひますと科学技術委員会とい

うのがございまして、その中で、原子力、宇宙、海洋、これが三本柱だったわけですが、最近、原子力も宇宙も予算はどんどん減つてきておりまして、ある意味で寂しい思いをしております。しかし、私は重要さは変わらないと思つております。

この原子力について、いろいろ質問を用意してきましたが、もう時間がなくなりましたので、教科書問題だけ取り上げたいと思ひます。

高校の社会科の教科書です。原子力について社会にいろいろな意見がある、二分されている、これはそうでございます。それに対して、社会科ですから、いろいろな考え方を正確に教科書には書かなければならないと思うんですが、中には、余りに原子力に対してイデオロギー的な、一方的な見方の教科書もまだ存在しているように思ひます。

これを全部読んでいる時間はありませんので、例えば、原子力発電について一ページ表現をされているんですが、「原子力は、大量のエネルギーを供給でき、温室効果の影響も少ないといわれる反面」と一行だけ書いてあつて、あとは全部否定的な記述。それから「ディベートをしてみよう」ということで、テーマ、日本は今後、原子力発電を増設すべきかどうかというディベートをしてみよう。否定側の立場の立論としてこんなことが書いてあるんです。「原子炉の解体、放射性廃棄物の管理費用は膨大なもので、これを算入すると、発電コストは、他のものに比べてかなり高いものになる。」と事実であるかのように書いてございます。

しかしながら、これは事実ではありません。非常に長期的な試算で、原子力については他の火力発電等に比べてもコスト的にも十分対抗するというのが現在の認識でございます。ある意味では間違つたことが書いてある。

こういう教科書が実際に使われているというのは大変大きな問題ではないか、これが原子力についていひゆる国民的合意を形成する際の大きな

妨げになつてゐるのではないかと私は思ひますけれども、この点について、副大臣はどのようにお考えでしょうか。

○渡海副大臣 教科書というのは、斉藤委員も御案内のように、検定制度の中で行われているわけでございます。そこで事実誤認がないかというチェックをしつかりと聞いておりました。しかしながら、バランスを欠いたものになつてゐるということであれば、それはやはりバランスのよいものにしていかないと、確かに誤つた情報というものがインプットされてしまふ、そういう問題もきつちりと考えていかなければいけないというふうにお思ひしております。

いずれにいたしましても、誤つた記述、先ほどそういう御指摘がございましたが、そういうことが絶対にないように私どももしつかり見ていきたいというふうにお思ひしております。検定制度の中で、バランスのとれたものになるように、私は事実は事実としてある程度は書かないといけないというふうには思ひますが、バランスを著しく欠いたということにならないようにしていきたいというふうにお考えであるとございまして。

○斉藤委員 最後、宇宙の問題について。全部細切れの質問で済みません。

情報収集衛星二機、打ち上げられました。武力攻撃事態対処法も今参議院で議論されているところでございますが、これに関連して、ミサイル防衛構想研究ということも今議論の対象になつております。このミサイル防衛構想、それから先ほどの情報収集衛星、これは宇宙の研究そのものでございまして。

宇宙開発事業団法を見ますと、その第一条に「平和の目的に限り、」このように書いてございまして。今後日本の宇宙研究について、この「平和の目的に限り、」という法律の条文と、私自身この研究は進めていかなきゃいけないと思つておりますが、ミサイル防衛、それから情報収集衛星を進めていく上において、私は議論が必要だと思つてゐるんです。ある意味では条文の改正も必要では

ないか、このように思つておりますが、この点について、副大臣と、これは大変重要な問題なので、最後に大臣にお伺ひをして、質問を終わります。

○渡海副大臣 「平和の目的に限り、」ということ、この言葉をどう解釈するかというのは、幅のある議論だと私も思つております。そして、いろいろな情勢が変わる中で、やはりこれは国会がしつかりと議論をすべき課題であるというふうにお思ひしております。

政府という立場からは、今の段階では、この「平和の目的に限り、」というのは、一番当初議論されたのが四十四年ですか、たしかそうだったと思ひますが、その段階の解釈に基づいて今回、事業団の改正法の中にも入れさせていただいてゐるということでありまして。

このことをどう考えるかというのは、これは平和目的というものの選択肢の幅ですね。これは国会でも議論があつてしかるべきだと思いますし、そういった議論の中でクリアになつていくものである。しかも、従来の考え方を踏襲するということで時代に対応できるのかという疑問は、私自身も委員同様持つておるところでございます。

○遠山国務大臣 今、副大臣のお答えしたとおりでございます。私は、宇宙開発、特に研究開発というのは大変大事な、国の存立基盤にかかわるものだと思つております。

現在、幸いにロケットが、HIIA五機、そしてミューV、固体燃料のロケットが成功いたしております。打ち上げ成功でございます。こうしたものを通じて、さらにそれに載せていく衛星、それらを通じてやろうとしておりますことは、広い意味で、当然ながら平和目的でございます。

そして、情報収集衛星等は、国それから国民の安全の確保のためにございまして、地球観測衛星等による地球環境保全等の役割を果たすというふうなものでございまして、私どもとしては、研究開発という角度からいへば、現在の法体系の中で平和目的ということにおいて、しかし研究開発

ということできちつとやるべき技術開発というのをやっていくというのが現在のスタンスでございます。

○斎藤鉄委員 終わります。ありがとうございます。

○古屋委員長 平野博文君。

○平野委員 民主党の平野博文でございます。

与えられました時間を、科学技術に関する一般質疑ということでございますので、何点かに絞って御質問また議論をさせていただきたいと思っております。

けさの新聞にもありましたが、クローン技術を使ってES細胞の問題、これも、クローン技術の禁止法が施行されてことでは三年になるのでしょうか、一番の根幹でありました再生医療のこの問題については、私は改めてこの委員会で議論をしなければならぬ。けさの新聞を見ましたもので、質問通告しておりますので、質問はいたしません、その問題と、先ほど斎藤議員が御質問されていましたが、建築構造物の問題、さらには原子力の問題。

実は、私は、二日前に仙台に、ちょうどあの地震のときにその場にいらして、かなり揺れていると最初は思ったんですが、私も阪神・淡路の震災を大阪で感じた人間ですから、じつと木造の一戸建ての家にいたんです。横揺れが非常に厳しくて、私はじつと家の中で見ておったんですが、一分もいるとちよつと限界になって、まずは窓をあけようということまで窓をあけて、それでもずっと見ておったんですが、要は、その後の問題なんですね。

その地震の揺れていることの問題よりも、終わった後が、すべての機能がパニックしているんですね。まず、携帯電話が全く機能しない、高速道路網は安全のために遮断をする、J・Rはだめ、こんな状態ですと数時間を過ごしたのですが、今、そういう対応の仕方がそれしかないんですね。

だから、特に大事なことは、通信事業におい

て、そういう状態のときに別の回線というものを、ある地震で揺れたとき、地震でなくてもいいんですが、そういう事故が起こったときには、緊急避難的に国民の皆さんが使い得る回線を用意しておく。こういうことではないと、そこに全く孤立した状態の人間が何十万、何百万と一瞬の間おる、こういうことになると思っています、改めて科学技術の大切さを認識してこの場に立っています。

きょうは、たくさんの方に来ていただいておりますが、本来、こんなにたくさんの方に来ていただかなくても、ある省庁が科学技術について予算から評価からすべてをしっかりと議論すれば、例えばそれが文部科学省であれば遠山大臣と副大臣で即決して答弁をいただけるという仕組みになるんですが、いろいろな省庁が絡んでおるものから、多くの副大臣の方に御迷惑をかけて出席をいただいているということでございます。

したがって、私は、科学技術というのは、ある意味では国策の仕事が中心になって考えていくべきテーマが多いと思いますから、やはり一元管理をしてしっかりとやる、こんな制度設計がまず必要ではないか。多くの副大臣に来ていただかない、答弁をしていただかなきゃならない、そういう今の状態にあることもまずぜひ御認識をいただきたい、このように思うところであります。

それでは、何点か大きくあるわけですが、まず、原子力に関してでございます。

昨今、発電所における原子炉のトラブルがたくさん出ているわけがあります。そのトラブル自身が本当に安全性に直接かわるトラブルなのか、科学技術的に見たときにどうなのかということがよくわかっていませんが、事務的の制度設計上の問題としてこれはだめであるという基準のもとに評価をされている仕組みと、国民の立場から見ると、原子力発電所で何か微細な事故が起こっても、これは原子力発電所、原発の事故だ、こういうふうな認識をする風潮が今の社会にあるわけ

あります。

したがって、改めて国民の皆さんに對しまして、原子力における人的災害における事故とはこういう問題だと。メカニズムになって動いているわけですから、構造的に少しトラブルというものは、何十年と稼働しているわけですから、経年変化もあるでしょう、それに対するトラブルというのは当然起こってくるわけでありまして。そういう意味合いで、改めて今、原子力に代わる代替エネルギーがない現時点において、原子力に依存をしなければならぬというのには自明の理であります。そういう視点で、国民の皆さんに、原子力はこうしてありますから安全なんですという信頼性を取り戻すことが、今、原子力行政を進めていく最大の課題である、私はこのように思っています。

そういう視点で、一、二点、質問いたします。まず、東電を中心としてトラブルが起きている。現実的には十七基あるんでしょうか、東京電力さんの管内に。今、十六基が実態的にはとまっている、こういうことであります。夏のピーク時においては大体八百万から九百万キロワットの電力が不足をする、このようにも言われているわけでありまして。その一基は、実は柏崎の六号機が稼働したということでもあります。

つい先日、お隣の鳩山先生と一緒に現場に行きました。私は改めて、現場では大変苦労されて、そのことに對して努力はしておりますが、制度設計、ルールというのは非常に大事でありますから、そのルールのもとに再開をしようと思えますと、技術的には再開できても再開できない最大の要因は、地元の皆さんを含めて国民の皆さんの信頼性を勝ち得ていないところが大きな問題だと思っております。

したがって、その信頼性確保、こういう取り組みに對して、これはどが中心になってやるべきことなのか、国として、この信頼性確保のためにどのように行動をしなければならぬか、こういう視点で渡海副大臣にまずお聞きをしたいと思っております。

〔委員長退席、鈴木(恒)委員長代理着席〕

○渡海副大臣 原子力に対する信頼性の認識というのは、平野先生御指摘のとおりだと思っております。やはり、これは国が責任を持って、原子力政策の重要性、また信頼性というものを、説明責任を果たしていく、これが大事なんだろうというふうに思っております。

その上で、基準等は当然、国が法律等で定めておる手続を経ていただくわけでございますが、これは個人の私見も入っておりますけれども、今まで原子力に対する信頼性が揺らいだ一番大きな出来事というのはすべて、実は、事実がゆがめられてとらえられているということが一番問題なんです。何かを隠してしまつたとか、実はこうであつたのにもかかわらず、そういう事実が後になって出てきた、これはやはり非常にまずいというふうに私は思っております。

原子力の今の推進体制というのは、これは委員も御存じのように、基本的な政策は原子力安全委員会、これは今省庁再編で内閣府に事務局が置かれておりますけれども、ここがつくつた政策を、各省庁がそれぞれの持ち場といいますか、我が省は科学技術研究開発を中心にした所管をしておりますけれども、経済産業省は、きょう副大臣もおいででございますが、エネルギーを中心に、商用も含めて今所管をさせていただいております。こういった分担に應じて、諸省が連携をとりながら、しっかりと国民に對して説明責任を果たしていく、また、安全審査等の手続をやはりしっかりと信頼のあるものに高めていく。そのためには、情報公開も含め、我々は国民に對して常に積極的にアプローチをしていく、また窓口を開いていく。

我が省でいうならば、例えば、今一番、当面の問題でございます「もんじゅ」につきましても、新聞で広告を出しまして、しかもわかりやすいようにして、パブリックアドレスを幾らでも受け付けるといふ形で現在処理をさせていただいておりますし、近いうちに地元で、これは私自身も出ていきたいと思っておりますが、いろいろな意味で

の対話の集会をやる。こういったものを通じて、国民に対して必要性和安全性というものをしっかりと広報を続けていきたい、説明責任を果たしていきたいというふうに考えておるところでございます。

〔鈴木恒〕委員長代理退席、委員長着席

○平野委員 今副大臣がおっしゃられましたけれども、国は国民に向かって、原子力の、例えば発電の原子炉の問題について、安全性、これは課題はあるけれども、これについては国は責任を持ってこうしたということを、本当にしっかりと発信できているのでしょうか。

例えば経済産業省、経済産業省は、今渡海副大臣がおっしゃったような視点で、原子力発電の行政について、あるいは推進をしていく立場において、安全性という視点で、国はどういうふう国民に向かって訴えられたのでしょうか。

例えば内閣府の安全委員会あるいは原子力委員会は、省庁間のやりとりはいろいろやるでしょう、けれども、今大事なことは、国民に対して、原子力のあり方について、いろいろあるけれどもこういうことで誤解を招いている点もある、国民の言っていることはわかるが、これについてはこうするということを、積極的にやってきたのでしょうか。

その点、まず西川経済産業副大臣、経済産業省の立場ではどういう認識でおられるでしょうか。

○西川副大臣 平野先生にお答えを申し上げます。

原子力の、特にエネルギー政策の要諦は、電源の立地地域の皆さんの原子力発電に対する安全性への信頼、こういうことに深く根差しているというふうに承知をいたしております。

わなければ勧告を受けるという立場でもございまして、この点につきましては十二分に意を配って、地域の方々にいやすくも安全について御懸念を持たれないように事業者を指導していく、こういう姿勢に徹しているつもりでございます。

ただいま先生が御心配いただいております、この夏の電力不足の心配の原因になりました東電のトラブル隠しの問題とか、いろいろ具体的な問題が起こっております、これらについて、もう一度基本的な視点に立ち返って、きちっと安全管理をしながら、事業者を督促し安定供給を確保してまいりたい、こういう姿勢で臨んでおります。

○平野委員 ぜひ国民の信頼を回復する、このことを言いますと今の政治とよく似ておりますが、まさに原子力の行政に対する国民の信頼を回復するためにどうするか。あとは、テクニカルな科学技術の領域については、これは別の評価制度があります。国民の皆さんの持つ感覚というのはやはり信頼性そのものですから、そこがきちっと醸成をされなければ何をやって同じだというふうには思っております。

そういう視点で実はもう一つ、それに絡むわけですが、エネルギーの安定供給、さらにはエネルギーをリサイクルしていく、こういう意味で非常に大事な、大きな科学技術があるわけですが、「もんじゅ」の高裁の敗訴、私はこの結果については極めて遺憾だとは思っています、現実には司法の手で、高裁では敗訴になったわけであり

ます。この敗訴の問題について、私、国の立場でいえば、たかをくくっておったんじゃないでしょう。行政訴訟というのは、一番では勝訴していませんから、当然負けるはずがない、こういうたかをくくっておったのではないかなと思えてなりません。私が先ほど言いましたように、この問題について国がしっかりと真摯に、裁判されたに当たって、これにしっかりと真摯に対応する、このことが、逆に国民の信頼を回復していく上においての大きな判断要素にもなるんです。

そこで、私、ある週刊誌で、余り週刊誌は読まないんですが、非常におもしろい判決の判断を書いていましたから、同じ理屈だと思ひ、少し読みます。これは週刊ポストでありました。「iifの呪縛」が科学技術を否定する、こういうキーワードがありました。いま一つは、「iifにiifを重ねた「事故の可能性」ということをうたっておられました。いま一つは、学者の方がそこに論評しているのがありますが、「科学技術の「リスク」と「利便」、こういうお考えがありました。

私は、司法の判断というのは、これは司法の手で御判断されるのでありますが、裁判官が科学技術のことに對して、もしという、あるいはさらに可能性があるという、要はゼロベースでないという判断だと思ふんですね、もしかしら。もしかしらるを二乗したら全くとゼロでない、判決としては違法判断につながらず、こういう司法の分析の言葉だと思ふのであります。

そうしますと、科学技術に従事しておられる方が、安全性という視点、あるいは事故がゼロであるという視点に立てるはずがない。そうすると、すべての判断は判決として違法判決につながるのか、こういうことをまさに指摘した、「高裁判決を再論する」、こういう言葉が非常に、これも仙台からの帰りに電車の中でとったんですが、このことを考えますと、科学技術というのはある意味ではリスクを負うものであります。この判決はリスクを否定したものであります。この判断が非常に難しいと私は思ふのであります。

そういう視点で見たときに、科学技術を所管されている、また、今回の訴訟が起こっておりますのは経済産業省に對してであります、当事者は「もんじゅ」であります。「もんじゅ」を所管している文科省、さらには「もんじゅ」の事業者を独立行政法人としてやっておられる理事長さんは、こういうことに對してどんな御判断、認識を持たれているのか、お聞きをしたいと思ひます。

○渡海副大臣 平野先生がおっしゃいました、真摯に受けとめなさいという姿勢、それから、少し認識が甘かったんじゃないかという御指摘は、私も全く同じだというふうに感じております。

要は、国民にとつて不安感、不信感があるわけですから、やはりその不信感をどうやって払拭するかということに努力をすべきであらう。そのためには、例えば、内容がおかしいという主張もあるわけですが、だからこそ今上告をしているわけですが、一応裁判の結果がそういうふうに出たというのをまず受けとめた上で、しっかりと我々の正しさというものを主張していく。この態度がなければ、聞く方は、初めから継続ありき、こういう印象を持ってしまふ、これは、私は、平野先生の今の御指摘に近い感覚、全く同じと言つてもいいと思ひますが、そういう姿勢で今この「もんじゅ」の問題に取り組まさせていただきます。

我が省はこの対策のプロジェクトチームというのをつくつておりました、私が責任者をやらせていただいておりますけれども、基本的にはこのチームは何か一番大事な、推進も大事だけれども、説明責任を果たしていくことが大事だということを常に言わせていただいております。先ほど少し答弁もさせていただきましたけれども、そういう姿勢がなければだめだと。

それからもう一点、平野先生がおっしゃった、いわゆるノンリスクでなければ先へ行けない、この問題はこれは大変大きな問題だというふうには思っております。

日本の国民性にも起因するのかもしれない。要するに、リスクというものは、可能性は減らすことはできても、絶対なくせないんだということについてどのように理解をしていたか、どのように説明していくか、特に原子力に関して。このところは今研究中でございます。これはなかなか難しい問題である。ですから、さまざまな時間のあるところでの説明では、例えば確率は十のマイナス六乗とか、こういうことでほとんどないと科学上は言うんです、人類の歴史はそうい

うところからここまで来たんですという話はあるんですが、その辺も含めて、ノンリスクでなければだめなんだ、そういうことにはならないようにしっかりと今後とも対応を協議していきたいというふうに考えておるところでございます。

○平野委員 したがって、それだけに説明責任というのには非常に重要になりますし、それをつかさどっておられる方が真摯にこのことに取り組んでいる姿が、私、国民の共感を得ると思うんです。そこで言いたいのは、当事者であります「もんじゅ」の理事長さん、これはその判決当日はどこにおられましたか。大臣はわからないと思いますが、だれかわかっている人。

○白川政府参考人 御説明申し上げます。

今御指摘の高裁の判決がございましたのは一月の二十七日でございます。一月の二十七日を挟みまして、核燃料サイクル開発機構の理事長は、一月の十九日から二十九日までヨーロッパの方に出張しておりまして、その高裁判決が出されました当時は、時間的にはスイスの方に滞在をしておりました。

○平野委員 どうなっておるんですか。これほど大事なことで、すなわち、ここでとんぞをしますとあらゆる科学技術、特に原子力のこれからのあり方が問われる一番の根幹のところなんです。その「もんじゅ」が、訴訟の当事者でないからと。事業の当事者ですよ。真摯に受けとめて、見守っていきなさんなぬのですよ。それが、今お聞きしますと、海外出張されている。このことは、私、認識の甘さ以外の何物でもないと思いますが、どうなんでしょうか。

○渡海副大臣 冒頭も申し上げましたように、要は、これは平野委員も御指摘をいただいた、行政側にもやはりこの裁判に負けるはずがないという思いは結構強かったんだというふうに私自身は思います。そういうふうに通じていたんだらうと。これはそう言っていたということではなくて、私の推測も入っておりますが。そして、裁判の当事者がこれは行政側である、当時としては経済産業

省であるというふうなことも含めて、行政裁判という色彩が強い、そういう認識ではなかったのか。

実は、きのうこの質問をいただきましたのが結構遅かったものですから、当時の状況について先方までは精査しておりませんが、平野委員がおっしゃるような一面がなかったとは言えない。そのことについては、御指摘も踏まえて反省もしていただき、今後、先ほど私が申し上げましたように、やはり真摯に受けとめ、そして説明責任も果たしていく、この態度を徹底してくれということ、今回の裁判以降、私はいろいろな発言の場で理事長にも申し上げております。

とにかく不用意な発言はやめていただきたい、国策としてこのことをやっている以上は、我々はこちらと責任を果たすために、現場が不用意な発言をすることによって、例えば再開時期についての不用意な発言もその後ありました、そういうことを常に理事長に申し上げながら、同じような気持ちで臨んでいただくように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○平野委員 理事長には前のときにも言ったんですが、あの人は言ってもめれんに頭突きで、聞く耳を持たないですよ。私は何回も言ったんです。ジェー・シー・オーのときにも言いました。あらゆるときに言いました。

今大事なことは、当事者が本心に一心不乱でこのことに対して仕事をしている、真摯に受けとめている、これは「もんじゅ」だけではありません。汗をかいて安全性確保のためにやっていると。姿が見えない。おれは当事者じゃないからスィスへ行っている、それは遊びに行っているんじゃないと思います。何か再処理の視察に行かれていたと。再処理の視察というけれども、この「もんじゅ」の機能が、もし敗訴でこれができなくなったら再処理もへたたくれないんです。だから、一番その当事者である理事長はどんな認識

でおるんだ、そんな認識ではこれからやっていられないよということを私は強く言うわけであります。

私は、言っておきますけれども、裁判の結果なんてどうでもいいんです。ここは裁判の結果に対して反対とか賛成とか言うところじゃないんです。裁判の結果によってこの原子力行政、すなわちエネルギーを供給するシステムがさらにおかれることの方が、国策として、国益にとってマイナスだから言うのであります。

これをどう認識しているかが一番の問題なんです。縦割り省庁で、おれのところは当事者でないから、関係ないからちよつとおいておこう、例えばこれは文部科学省だ、これは推進しているあれだから経済産業省だ、あるいはこれは安全だから米田副大臣のところだとか、こんなことじゃないんです。トータルとして、エネルギーに対しておくれることが日本の国益にとつて大きなマイナスになる、加えて、国民の皆さんの安全に対する不信感をますます増幅する、このことをしっかりと受けとめてもらわなければだめなんだと私は思うのであります。

したがって、ブルサームの問題を含めて、六ヶ所村の問題、これもあります。これは全部リンクしていることでありますから、入り口で詰まっちゃうとすべてのシステムが詰まるのであります。だから、入り口だからこそころろやりやっておかないと、これが何十年とおくれて、もう「もんじゅ」も耐用年数が来まして、あとはつぶすしかない、こんなことでは、あれにかけたコストを含めて、どのように国民に責任を果たすのですか。ここを、私は強く警鐘を鳴らしておきたいと思ひます。

次に、同じく原子炉の問題であります、大学に今研究用の原子炉が、私学、国立大学を含めて五つあるんですね。単純に申し上げますと、国立でいきますと、京都大学では、これは私の大阪にあるんですが、五千キロワットの原子炉がありす。東京大学では、これは東海村にあるんです。

ね、これが二キロワット。あとは私学で、武蔵工業大学、これは一ワットというのは、僕は原子炉で一ワットというのはよくわからないんですけれども、データを整理するところという数字が出てきました。

これはいいんですが、要は、私が言いたいことは、大学が来年、我々は反対をいたしましたけれども、残念ながら独立法人になる。こうなつてきますと、この研究用原子炉はどこに行くのでしょうか。どこに行くか簡単な答えで結構ですが、資産はどこに行きますか、所有は。

○石川政府参考人 原子炉を含めました資産そのものについては、その法人に資産として所属していくことになると思います。

○平野委員 ところが、例えば京都大学の炉は五千キロワットですよ、これは廃炉とする、要は、もうやめだ、この原子炉は廃棄する、こういうことになっているんですが、その廃棄する部分も含めて、これはそれぞれの大学の予算のもとに廃棄をしていくのでしょうか。

○石川政府参考人 こういった大学の原子炉を廃棄する場合についての予算等のお尋ねでございますけれども、これらの原子炉の廃止措置につきましては、原子力委員会の考え方に基づきまして、施設設置者の責任において適切に行われることとされておるところでございます。私立大学の場合ですと、各学校法人において措置をしていただく。

今お尋ねのようなケース、例えば国立大学の場合におきましては、法人化後はその責任において廃止措置を行っていただくことになるわけでございますけれども、国といたしましては、その法人からの要望を踏まえまして、必要に応じて所要の財源措置というものを講じていきたいというふうに考えております。

○平野委員 この廃棄をする理由も不透明なんです。燃料供給が、アメリカからのものが途絶えた、だから廃棄をする。ちまたで、地元で仄聞

しますと、これは廃棄するのは大変だから当分保管をしておく、こういう言い方をしているんですね。とんでもない話ですよ、これは。廃棄するのに何百億とお金がかかります、その部分は当該の独立法人が予算を措置すると言っているけれども、当面はそのままだとおきますわ、廃棄するのはお金がかかるしと。

○平野委員 検討するということは、一義的にそんなことを言っていますが、私は、大学の持つてある研究用の原子炉の持つ意味は、非常に重要な問題を持つていて、単純に、廃止をしただけ、おいておいたらいけないことではないか、この原子炉を使つて我が国の原子力の研究と人材をどのように供給していくかという意味において大事なんです。これを、はい、廃止しますという事は、日本の国から将来、原子力の研究人材、あるいは今の原子力で、長計では出ていませんが、これから十基以上原子炉をつくっていく、そうすると、それにかかわる人材というのが当然供給されていかなければなりません。どこが供給するんですか。だれが供給するんですか。

○石川政府参考人 京都大学で今原子炉の運転休止についていろいろな検討が行われておりますけれども、その中には、ここで使つております使用済み燃料の引き取り、今は米國が行つていて、これで行つても、これが二〇〇七年度以降はできなくなるという要素は、非常に検討の要素としては大きいものというふうに聞いております。

○平野委員 しかし、技術的には国内の濃縮ウランを使つてやることは十分可能なんです。そんな広範な検討もせずに、一義的に、供給とその後燃料処理、回収がストップになったということをやめてしまふ。この原子炉の研究炉として持つ意味合いは、単純に燃料の供給が断たれたから、あるいは使用済みが回収されないからストップするということ、そんな狭義の場で判断されていいのでしょうか。もっと、国内の技術的な立場でいえば、濃縮ウランを使つてやるということも十分可能なんです。そんなことも検討して、廃止という方向を出したのでしょうか。

○石川政府参考人 これについては、いづれにしても、廃止等について検討を行っているという状況でございます。

それから、燃料の問題につきましては、例えば、今米國から導入してある燃料と違う濃縮度とあります、違う種類の燃料を使うというふうなやり方ももちろん考えられるわけでございます。

が、その場合におきましても、使用済み燃料の処理というふうなものもきちつとできなければいけないというふうなこともございまして、これらの点を総合的にいろいろな角度から検討して、今、今後のあり方を大学において検討しているというふうに承知しております。

○平野委員 検討するということは、一義的にそんなことを言っていますが、私は、大学の持つてある研究用の原子炉の持つ意味は、非常に重要な問題を持つていて、単純に、廃止をしただけ、おいておいたらいけないことではないか、この原子炉を使つて我が国の原子力の研究と人材をどのように供給していくかという意味において大事なんです。これを、はい、廃止しますという事は、日本の国から将来、原子力の研究人材、あるいは今の原子力で、長計では出ていませんが、これから十基以上原子炉をつくっていく、そうすると、それにかかわる人材というのが当然供給されていかなければなりません。どこが供給するんですか。だれが供給するんですか。

先ほど渡海副大臣が言われた、国策として進めていく、国の責任において説明をしていく、それほど重要なエネルギーの供給制度なんです。それに携わる人材も当然国の仕組みにおいて供給されなければ、育成されなければ、だれがするんですか。外国から全部その人材を入れてくるのでしょうか。この視点がやはりトータルな見方で抜けておる、ここを私は強く指摘しておきます。

時間がないものですから、また次のときにはもっと細かいことをやりますが、そういう指摘をまずしておきます。後で答えをいただきたいと思います。

次に、ALMA計画について質問をしたいと思つておられます。

これは、諸外国との関係において、特にサブミリ波の干渉計を使った天体望遠鏡なんです。これは何百億というお金をかけて、国際的に、アタカマ大型ミリ波サブミリ波干渉計という表現に

なつてはいるんですが、場所はチリでつくるわけでありまして、直径十二メートルの巨大な移動式の電波望遠鏡を六十四台設置してやる。これは当然、歓迎に説法でございますが、このALMA計画の意義というのは、科学技術を高めたい、あるいは宇宙を研究していく上において非常に重要なことだと私は思つております。日本が参画をしていくという意義は、申すまでもなく非常に大事なんです。昨年の予算は、調査費を含めて八億円だったんですね。今回、本年度のあれで見ますと、六億円に下がつてくるんですね。これはなぜこんなことになつてくるのか。米國とか諸外国との連携のもとにこのプロジェクトが進んでいくんですが、日本がこんな消極的なことではあるのかという視点が一つ。

もう一つは、なぜそういう、六億円という低い、調査費を八億円つけたら次の年度はさらにつけていくというのが私は本来の仕組みだと思つていますが、下がつていく、このことに対して、担当の所管であります文科省はどう認識していますか。簡単に答えてください。

○渡海副大臣 このプロジェクトは、私もよく承知をいたしております。

それで、現在の段階というのは、いわゆるアンテナモデルをどうするかということを決めていくということ、各機が持ち寄つて、これから日本からも持つていくわけですが、アメリカでまずそのモデルの評価を行うという段階でございますから、この二年間でそのプロジェクトをまずやる。

後、いわゆる建設にかかるに当たつて各機がどういう分担をするか、こういうことが決まつていくわけでございます。今、科学技術・学術審議会等の評価をいただきまして、そして総合科学技術会議等ともこれからしっかりと話をしまして、十六年度以降の予算においてしっかりと建設に向けた取り組みといいますか、それをしていきたいということ、文科省としては頑張つておるところでございます。

○平野委員 物事にはしゅんというものがあつて、国際社会の中で共同プロジェクトをしていく上において、やはり対等にやつていくためのしゅんというのがあります。いや、日本はもうちよつと成果、流れを見てやるけれども、ちよつと先づけだけしておきますわ、こういう感覚なのか。そこでもう対等の関係としてしっかりと負担をし、やつていく、本来はこういうプロジェクトだと私は思ふんです。アメリカは何百億というあれをする、日本はとりあえずアンテナの設計だからと。だんだん対等性がなくなつて、枝葉末節なところだけ日本が担われる。こういうことになりませんか、本来の趣旨でなくなると私は思ふんです。

そこで、私は総合科学技術会議に聞きたい。予算編成に当たつて、科学技術のプロジェクトに対してSABCというランクづけがあるらしいが、ALMAプロジェクトはBランクという低い評価をしていられるんですね。国際社会的にも高い、今渡海副大臣が申されたように、非常に重要であると言いつつも、総合科学技術会議の評価基準ではBランクになつていられる。Bランクになつていながら予算の優先づけからいって低い予算になつていられるのではないのでしょうか。このBランクになつた根拠は何ですか。

○米田副大臣 お答えをいたします。

総合科学技術会議は、平成十五年の予算の編成過程におきまして、関係府省から要求されておる科学技術関係施策のうちの主要なものにつきまして、今お話にも出ましたが、SABCの四段階の優先順位づけを行いました。

今委員の御指摘のALMA計画、大変すばらしい計画だろつと思つてます。高精度のアンテナを組み合わせて巨大な電波望遠鏡を構成する、そして、宇宙の生成の初期における銀河の誕生やあるいは生命につながる物質の進化の解明を図ろうという、大変すばらしいプロジェクトであつたというふうにお思つております。

さてそこで、なぜそれがBになつたかというお尋ねでございますが、実は、総合科学技術会議といたしましては、このALMA計画の要素技術であ

つて、国際社会の中で共同プロジェクトをしていく上において、やはり対等にやつていくためのしゅんというのがあります。いや、日本はもうちよつと成果、流れを見てやるけれども、ちよつと先づけだけしておきますわ、こういう感覚なのか。そこでもう対等の関係としてしっかりと負担をし、やつていく、本来はこういうプロジェクトだと私は思ふんです。アメリカは何百億というあれをする、日本はとりあえずアンテナの設計だからと。だんだん対等性がなくなつて、枝葉末節なところだけ日本が担われる。こういうことになりませんか、本来の趣旨でなくなると私は思ふんです。

る大型ミリ波サブミリ波干渉計、この研究開発について優先順位づけを行ったわけでは、いまだ文部科学省が正式に参加を決定したものではないと思います。したがって、ALMA計画総体につきまして評価を行ったわけではないというこの基本的なところはまず御理解をいただきたいと思ひます。

なお、総合科学技術会議といたしましては、この干渉計の研究開発につきまして、欧米と比べて我が国の技術力あるいは国際貢献の度合い等を明らかにしつつ、着実に推進すべきものとして、優先順位はBといたしました。

このBというのは、問題点を解決して前進するという点になっておりまして、必ずしも低い評価だということには思えないわけでありまして、問題点を解決して前進するわけでございますから、その点もひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

なお、文部科学省が、平成十五年度の概算要求に当たりまして、この大型ミリ波サブミリ波干渉計に関する予算については平成十四年度よりも減額して要求されております。また、概算要求とはほぼ同額が政府予算として認められたと承知をしておりまして、全体の流れとして、先生御心配の点、このすばらしいプロジェクトに対する取り組みが政府全体として熱心でないということではなからうというふうに理解をしております。

○平野委員 時間がなくなりましたので細かいところへ入れませんが、そもそもALMA計画に参画するというのは、二〇〇〇年十二月に当時の文部省の学術審議会では何を言っていたんですか、早急に推進すべき、こういう結論を出しているんですよ。翌年の日米欧の三者の基本の合意の時点でも、文科省は建設予算の獲得をしっかりと約束しているんだ。にもかかわらず、今こんな状態になっている。逆戻り、カレンダーが後ろへ戻っているんですよ。

今、米田副大臣言われたけれども、本来の技術

の位置づけの問題ではない、こういうことですか、私は一面安心をいたしましたけれども、推進する文科省の姿勢をしっかりと問わなきゃならない、私はこう思っておりますので、そんな意味合いを持つていこうことをぜひ御理解いただきたいと思ひます。

もう一点、通告しておりますものですから行きま。大陸棚の調査ということなんですが、これは、日本の近海においては、地下資源等々含めて非常に重要なエリアであると私は思っています。特に、マンガンであるとかニッケルであるとかいろいろ、さらにはエネルギーのもとと言われているメタンハイドレートの問題を含めて非常に重要な宝庫であるわけです。

この問題で、大陸棚の調査をだれがしているんだと聞いたら、海上保安庁だ。ちょっと待てよ、何で海上保安庁なんだということを聞きますと、聞きますよというよりそこが問題なんです、なぜやっているかというのは、国連の海洋法の条約によって二百海里であるとかあるいは地形、地理的な要件を満たせば三百五十海里になる、こういうことですから、早くきつちりと決めなきゃいけないということ、二〇〇九年までに出さなきゃいけない、こういう流れの中でやっているんですが、海上保安庁は今何隻でこの調査をしていますか。端的に答えてください。

○津野田政府参考人 大陸棚限界画定のための調査につきましては、海上保安庁の測量船二隻を用いて調査を行っております。

○平野委員 二〇〇九年までに終了をいたしますか。

○津野田政府参考人 先ほど先生御指摘のように、この大陸棚の限界画定のためには、二〇〇九年までに国連の大陸棚の限界に関する委員会に申請をするということになっております。

ところが、平成十三年の十二月にロシアが世界で最初に大陸棚延伸の申請を行いました。この際、当初の予測よりもかなり厳しい審査が委員会の方で行われまして、科学的に極めて高度で詳細

なデータが必要であるということが最近になって判明をいたしました。

このような国連の審査基準に見合う調査結果を得るためには、従来予定しておりましたものよりもかなり詳細な調査をしなければならぬということがわかりまして、現在の調査体制では期限内に十分な調査結果を整えるということは非常に厳しい状況でございます。

○平野委員 そこで、先ほど言いましたように、私は、やはり日本の国益としてやることでは、所管が例えば保安庁であるということではうっておくといいことでなくて、このことが逆に、もし国連に出して、ロシアが却下されたわけですから、却下されるとその線引きができないわけですから、線引きをするということは、その中の地下資源についての権利をその沿岸国というんでしょ、そこが有するということですから、しっかりとそこを確保するというのは、特に科学技術的に見ても文科省や、経済的な側面から見ても経済産業省が主導的にそのことに対応していくということが本当は必要だったんじゃないでしょうか。

これは、大陸棚を海上保安庁がやっておること自身が私は逆に不思議だったんですよ、この趣旨、目的からすると。エリア、所管はそれであつても、文科省も経済産業省も、きちっと所管が連携をしてやるのが、究極的には日本の国益、すなわち海底の地下資源を獲得する権利を有することになるんですよ。

余りにも縦割りの弊害と事なかれ主義に終わっている今の縦割り省庁の弊害が、こんなところまで出ています。ここをぜひ私は反省してもらいたい、文科省も積極的に応援をして、何としても二〇〇九年に、提出じゃないんですよ、結果をもらわなきゃならないんですよ、だから時間軸はな

いんですよ、そのことを申し上げておきたいと思ひますし、それに対してのお答えと、先ほど来言っておりますことに対する御回答をいただければいいと思ひます。

○渡海副大臣 一言で言ひまして、縦割りの弊害というのは、そういうものをなくすために我々が閣内に入っていると思っておりますから、原子力においても、まあ、それは外から見ればあるかもしれないんですが、そういうことはなしで我々はやらせていただいておりますし、きつちりと西川副大臣等とも連携をとらせていただいておりますので、御安心をいただきたいと思ひます。

それから、この問題につきましては、従来からも、海洋の調査という中で蓄積をいたしましたデータを海上保安庁等に逐次提供を申し上げ、協力をしてきたつもりでございますが、今内閣官房のもとに、十四年六月と聞いておりますけれども、新たに各省庁連絡会議というのが設置をされております。そこにおきまして、ここに書いてございますが、外務省、文部省、それから水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省、海上保安庁、環境省、各省が一緒になって、官房の主導のもとに、それぞれの役割の中で一致結束してこの仕事に当たっていくようにということで現在推進をしているということでございます。

そこがしっかりとれているんだらうと正直思っておりますが、なお、我が省として、海洋科学技術センターという立派なセンターも持っておりますので、ございまして、監督しておりますわけでございますから、きつちりと協力を進めていきたいというふうに思ひます。

それから、あと一点だけ。ALMAは、先生のおっしゃるような心配がございました。しかし、先日北海道から石黒両先生もおいでになりました、このベースで日本として十分天文学のいわゆる研究というものが続けられる、こういうスピードに乗せて今取り組んでおりますので、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○平野委員 時間が参りましたので終わります。が、渡海副大臣、最後に言ひますが、ロシアが審査におつちたから、これじゃ大変だということ、慌てふためいて六月に省庁連絡会議ができたがったんですよ。それまでたかをくくっておつた

んだ。連携を常に密にしてやっていると云うけれども、うそなんですよ。初めて、これじゃ大変だということ、やつとで上がった。

もともとは、そんなこと関係なく、そういう重要な問題は関係省庁としっかりと連携を持ちながら、国益のためにやるんですよ。省益のためにやるんじゃない、国益のために、国民のためにやるということ、これを忘れないでやっていただきたいと思

います。

科学省の方にもお願い申し上げましたけれども、それからこれ数カ月がたちまして、広島県の教育委員会からも報告書が出て、尾道市の教育委員会からも報告書が出ました。先日は、民間人校長任用に係る調査というように文部科学省の方でもアンケート調査をし、その結果も出ました。こういった結果を踏まえて、文科省としては、このたびの事件をどうとらえ、どう問題意識を持ち、また結論づけていくのか、また今後これにかかわる問題点にどう対応していくべきなのかという点について、お答え願えればありがたいと思

います。

さらなる充実が図られるように、是正指導の徹底を図ることなどについて指導をいたしたところでございます。

また、文部科学省では、先ほど御紹介ございましたけれども、一年以上勤務したいわゆる民間出身校長及び当該校長を任用した教育委員会に対して民間出身校長任用に係るアンケート調査を実施いたしますとともに、一昨日でございますが、河村副大臣と民間出身校長との懇談会を実施いたしましたところでございます。

私もお願いいたします。これらの結果や、また広島県教育委員会の調査結果を踏まえまして、民間人校長の登用に当たつての留意事項等につきまして今後きちんと指導してまいりたい、かように考えているところでございます。

また、民間人校長の登用に当たつての留意事項等につきまして今後きちんと指導してまいりたい、かように考えているところでございます。

こういつた事実があったわけでございます。これが原因かどうかはわかりません。ただ、僕が言いたいことは、民間人校長の採用ということだけじゃなくて、義務教育を含めた教育の根本的なこと、この根底の部分にまだまだ問題点があるのか。PTAの方、いろいろな思いがある、いろいろな考えがある。そういう部分ですべてを否定するつもりは僕はない。ただ、言えることは、国の柱である文科省が、こういうことに対して、目をつぶっていたということは僕はないと思

いますけれども、もつときちっとした方向性を出して、今後のあり方というものをもうとと考えていかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

いかなきゃいけないのかなという気がいたします。

成十三年に一応の報告を受けたわけでございますが、今回、こういう事件が発生したことに伴いまして、先ほど申し上げましたように、まだ是正指導の内容について、それがいわば内実化されていない、実質上改善されていない、そういう事態が背景にあるのではないかと、改めてそういう認識を持ったわけでございますので、先ほど申し上げましたとおり、この問題を契機にして、改めて広島県に対して学校運営の改善について指導の徹底をお願いしたところでございます。

○佐藤(公)委員 おっしゃられていることはわかりますけれども、私は、こういう事態と環境をつくったのはやはり政治の責任でもあり、文部科学省の今までの無責任な状態もあったことも事実だと思います。文部科学省の無責任さ、こういうことをもう一回私たちがただしていかなくちゃいけない。そういう意味で、教育基本法等の改正も、大臣、副大臣等も考えられているんだと思いますけれども、なおより一層、教育現場における現状を踏まえ、リーダーシップを持った政治のあり方というのを考えていかなくちゃいけないんだと思います。

この件に関しては、私はまだまだ不十分な点があると思いますが、今後、だれが悪い、どれが悪いというのではなくて、前向きなことで話をさせていただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思えます。これに関しては、これで終わらせていただきます。

もう一つは、先般も委員会でも取り上げさせていただきました。特に換金目的ということで万引きが多発しているということで、委員会でも取り上げさせていただいております。前回の委員会でも、河村副大臣が、「教育委員会に対して文部科学省としても通達をし、指導したわけでありまして。」各地域においても、警察と教育委員会と連携をして、「学校警察連絡協議会における情報交換、あるいは児童生徒を対象とする非行防止アンケート調査を実施する」等々、いろいろなことが並べられた答弁

だったんです。

このときはちょうど四月の二日でございますが、それからさほど時間はたっておりませんが、この初発型犯罪という非行というのはやはり重大な問題を犯すおそれがある、やはり根っこを絶ていかなくちゃいけない、そういう意味でかなり私は重要視した見方をさせていただいております。

四月二日からまだ二カ月しかたっておりませんが、二カ月の間にどういうふうな改善、どういうような状況が出てきているのか、御報告願えればありがたいと思います。

○田中政府参考人 青少年の万引きの問題にしましては、委員から御指摘いただいておりますように、大変深刻な状況であるというふうに認識しております。委員から御指摘いただいておりますように、大変深刻な状況であるというふうに認識しております。委員から御指摘いただいておりますように、大変深刻な状況であるというふうに認識しております。

今後、この協議会におきまして、学校と警察との連携を一層強化し、万引き問題を含む非行防止等の取り組みの充実に向けて具体的な方策について検討を進め、施策に生かしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○佐藤(公)委員 今のお答えは前とほとんど変わりが無いと思うんですけども、今具体的な諸施策というふうなお話がございました。今具体的な諸施策というふうなお話がございました。今具体的な諸施策というふうなお話がございました。今具体的な諸施策というふうなお話がございました。

二十五日の第一回の会議におきましては、両省の取り組み状況等についての情報交換を行いますとともに、これから学校と警察の連携だけではなくて、やはり地域の人々の協力連携が必要であらう、それからまた、青少年にとつて非行以外の楽しい居場所づくりといったようなものが必要でないかというふうな、今後検討すべき具体的な課題等についても話し合ったところでございまして、こういうものを踏まえまして、今後具体的な施策に結びつけてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○佐藤(公)委員 今楽しい場所づくりというふうなこともおっしゃられたんですが、大変失礼な言い方かもしれませんが、余りの大きなことを言っている場合じゃないんじゃないかな、やはり即座に対応するべく具体的な諸施策を掲げてやるべきだと私は思います。このままずるずるいくと、それは決していいことではないので、早急なる具体的諸施策に関して、大臣、副大臣の方でも指示をお願いしたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

では、科学技術関係のことで何点か質問をさせていただきます。科学技術関係、私も、大学の教授の方も含めて、研究者の方々とここ何日間いろいろなヒアリングをして歩いてきました。皆さん方とお話をすると、個々の細かいことは違いますが、常に話題は国立大学法人化法案の件、または予算の増大、拡大等々のことが出てきております。

そういう中で、研究費の、まさにその審査の内容、これは具体的に言いますと、日本学術振興会における科学研究費補助事業、科研費と言われるもの、これに関しての補助金の、採択をされればまだいいんですけども、採択をされなかった場合に、なぜ採択をされなかったかということを今現段階では明確に先方には伝えていない、または記載をしていないということでの不満は、非常に多くのいろいろな方々から聞くことができました。

確かに、年間四万件ぐらいの採択に対して十萬から十一万の応募がある、申請がある、大変な量だと思えます。大変な量ですけれども、本当に日本の科学技術、まさにその基盤というものの、基礎研究というものを大事にしていくのであれば、このところはやはり時間とお金と人がかかっても丁寧に指導をし、不採択になった理由というものも研究者の方々に伝えていくということが底上げにもなりますし、日本の科学技術のいい方向になつていくというふうには私は思っています。

こころにしまして、ぜひ私は、不採択にしましては、時間とお金と人がかかっても、きちっとそこに対する理由を明確に不採択になった研究者の方々に伝えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○石川政府参考人 科学研究費補助金についての採択結果についてのお尋ねでございますけれども、科学研究費補助金につきましては、申請者への審査結果の開示につきましては、研究費規模の大きい研究種目につきましては、不採択者に対して理由を付して文書によって開示をいたしております。また、ただいま先生からお話もございましたように、大変申請件数が多いものでございまして、申請件数が非常に多いような研究種目につきましては、御希望があればその御希望に応じ、おおよそその順位とそれから評価要素ごとの御本人の平均点等の情報を差し上げていくというように開示をしております。

先生が今おっしゃいましたように、そういう自分の位置づけとか評価の内容を知ることについては、その方の研究の今後のためにもございまして、ひいては学術、科学技術の振興に大きく意味があると思っておりますので、これからもそういった情報提供については充実してまいりたいというふうに思っております。

○佐藤(公)委員 不採択になった理由というのをきちんと明確にしてほしいというのは、皆さん方、研究者の方々に、やはり採用の審査基準というものが不明確だとか不透明だという意見が

なり多くあつたんです。私は、そういう場に行つたこともございませんし、まさに専門家でもございませぬのでよくわかりませぬけれども、ただ、何で余りにもこんなに不透明だ不透明だというふうなことが出るのか。

副大臣、ちょっとこれに関して聞かせていただければありがたいんですけども、なぜ不透明なのという声がこれだけ多く出るのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○渡海副大臣 そのことについて、実はもう少し内容を細かくお聞きしないと私もその理由について今明確にお答えすることはできませんが、やはり審査の方針なり基準というものをもう少しクリアにすることによって、そういう御意見におこたえすることができるようかなという印象を持たせていただきました。

同時に、日本のこれまでの競争的資金の審査制度、これそのものが実はかなりいろいろな問題点があるということ、さまざまな見直しを行つておりまして、今まではどちらかというと、例えばこれまでの経歴とか肩書とか、そういった要素に外形的な要素を審査の標準といいますか、高い点数を与えている、そういう傾向があつたわけでございますけれども、今後、やはり申請されている研究の内容、その中身についてもつきつきと評価できる、そういう体制を整えていくという改革に今取り組ませていただいております。

いずれにしても、先生方からそういう意見が出ているようでございましたら、公募をかけるときにできるだけ、こういう目的だよ、審査はこういう方法でやるんだよということがわかりやすく示せるような工夫というものをしていく必要があるのかなということで、実態も含めてさらに勉強させていただきたいというふうに思います。

○佐藤(公)委員 きのうの夜、文科省の方から、科学研究費補助金の審査要綱とか平成十五年度科学研究費補助金の審査方針、こういった書類をいただきました。私も全部、大体見させていただ

たんですけども、非常に立派なことが書いてある。また、当たり前のことが書いてある。こういうものを公表しているからきちっとした一つの審査基準というものを示しているというのでは、ちょっとやはりわかりづらいかなと思います。

今副大臣がその改革に取り組んでいるところだということなんで、どういったことで不透明というふうに言われているか、個々によって違う部分もあると思いますけれども、やはりそういった声が極力ない方がいいかと思ひます。この辺をよくヒアリングを各先生方からして、その部分をなくして信頼関係が保てるところがやはり一番重要なかなという気がいたします。改革に期待をしたいと思ひますので、よろしくお願いをいたします。

そして、先般、これは予算委員会の分科会において渡海副大臣にお聞きしたことですけれども、科学研究関係の教授の方々は、その研究をしていくに際して研究機材が必要で、それをどこかの中小零細に製作を依頼する、発注をする。今、日本の中小零細が大変いい技術を持っている、そういう部分というのはまさに研究分野でも大変重要なことだと私は思ひます。この中小零細が大変いい技術を持っているから研究に適した機材をつくれる、発注をする、でさ上がつてくる、研究が前に進む。

しかし、その中小零細が、まさにこの不景気のあおりで、研究者の方々からのオーダーだけで食べていける状態なわけじゃない。景気が悪くなり、商売が上がったりなつてくると、当然倒産をしていく。そのときに、その中小零細が持っている本当に大事ないい技術というものがそこになくなつていってしまうということが、今現実にか起きている状態だと思ひます。

私は、副大臣に一つ提案させていただきたいのは、本来ならば、中小企業の経営育成ということもしくは融資関係というのは、経済産業省等々他の省庁の分野かもしれませんが、今世の中でのいろいろな話題になつていて、日本の中小零細の技術

をみんな守れ、育成をしろ、これがなくなつたら日本の基盤がなくなる、こういう声がよく聞かれます。しかし、それを経済産業省とか他の省庁に任せていたんでは、今どれもこれも一緒の状態の中で、いい技術を持っているところ、持っているところもみんな同じような扱いになつてしまふ。

私は、まさに今、日本で中小零細における製造的な技術を含めたこの技術を守るといふのは、文科省の科学技術の目きき、こういったものでそういったものを救つてあげる制度なり対策がとれるんではないかと。それは経済産業省等との連携もあるかもしれませんが、まさに中小零細の中で本当にいい技術を持っているところの目ききをしながら、文科省がその会社または企業に対して融資を考えていってあげる、もしくは、もう経営が行き詰まつてどうしようもないればその技術を何とかいい形に残していくようなこと、これは僕は、文科省じゃなきゃできないことなんじゃないかと思ひます。

こういうことに対して、新たな融資制度、またはその技術なり人の移行というものの、または、やはり守つていくような新たな制度というのを考へてはいいかかと思ひますが、いかがでしょうか。

〔委員長退席、鈴木(恒)委員長代理着席〕
○渡海副大臣 私の頭のどこかに佐藤先生の御質問が残つていたんだと思ひます。

最近私が省内で事あるごとに申し上げているのは、実はそういった中小企業が世界でも最高の技術を持っている、しかしながら経営がうまくいっていない、そういうものが、どういうところにどんなものがあるかということをしつかりますや、りつかむ必要があるということ、省内で今話をいたしておきまして、そういった技術の蓄積というものをしつかりと我が省としても把握をし、なおかつ、どういう政策が一番これにきくのかというところも同時に検証していきたいというふうに思つております。

既に、それだけではなくて、科学技術の観点からも、我が省も幾つかのプロジェクトは実施をいたしております。細かくは申し上げませんが、特に新しいものが出てくるようなこと、これが主体でございますけれども、既存の技術で高いレベルにあるもの、これをさらに発展させる、もしくははなくならせない、今これは佐藤先生がまさにおっしゃつたことでありますけれども、このことをしつかり支えていくための幾つかのメニューというものも用意しております。

さらに加えて、そういったさまざまな調査をもとにより新たな政策というものもこれからつくつていきたい。先生が御指摘のように、やはり技術という点、企業の規模とか、いわゆる形態に着目しないで、持っているノウハウというものの、技術力というものに着目して今後とも政策の中に反映をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○佐藤(公)委員 この話を文科省関係の方々とすると、もうはなからあきらめたような状態がある。まず一点は、財政的なこと。いや、三千億、五千億財務省からふんどつて中小企業のそういうところにはばらまいてあげればいい。まずその予算がとれとれない。もう一つは、やはりそれだけの技術力を見ていくことができないのではないかと話もございました。

しかし、日本学術振興会の方でまさに研究費の採択をする審査機関、これで四千五百人の方々がいらつしやるわけです。例えば大学の先生、研究者が、この中小企業の技術はすばらしいと、そういうような話を上げて、皆さんで合議制の中で審査をきちつとして、いいというところには五千万、一億つてあげる、融資制度を考えてあげろ。こういうようなことで、この学術振興会のこういった先生方、ネットワーク等を使いながら、私は、中小企業、零細における、本当にいい技術で、苦勞している会社、こういうところに、そういった研究者の方々からの申請とか後押しもしくは推薦があつて考えていくようなシステムは僕は

できると思っています。こういったことで、私は、文科省が財務省からお金をいつもとられているばかりじゃなくて、取り返す気持ちで文科省の方で頑張ってもらえればありがたく、今後に期待をいたしたいかと思っています。

もう時間でございますので、これにて終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木(恒)委員長代理 山内恵子さん。

○山内(憲)委員 山内恵子さん。

きょうは、中教審答申についてを中心に質問する予定なんですけれども、ちょっとその前に質問を一つだけさせていただきます。

民族学校の国立大学入学資格問題についてなんです。遠山大臣は白紙撤回ではないとおっしゃっていましたが、その後どうなったのでしょうか。恐れ入りますが、質問を提出していただけたのですけれども、お聞きしたいと思えます。どなたでも結構です。

○遠山国務大臣 この問題は、御存じのような経過をたどりまして、まあ私どもの案というのがあったわけでございますけれども、それは私、それなりに論理的であつたと思えますけれども、さらに多くの方々の御意見もあり、かつまた、一般の国民の皆様からの御意見もありました。

ということで、目下、どういう形でいくかというところについて検討している段階でございます。

○山内(憲)委員 検討している段階ということはわかっていただんですけども、国民の多くの人は、あのとき、アジア系民族学校になぜ資格を与えないのかというのがとても大きな声であつたと思えます。同時に、税制上の配慮をしないのも問題だということもありましたので、ぜひこの税制に関しても前向きな御検討をいただきたいと思えますので、そのことを申し上げておきます。子供たちこそ平和の国交関係樹立のかけ橋となつてくれると思えますので、ぜひこの二点、前向きで御検討いただきたいと思います。

では次に、中教審答申についての質問に入りたいと思えます。

三月二十日に答申が出されましたが、中間答申を公表した後、一日中教審を開催しまして、全国的に賛否両論が出されていたと思えます。その出された意見も資料で私も見せていただきましたが、今回の答申までの間にそのような意見があつたわけですから、どのように今回の答申に反映されたのでしょうか。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

昨年の十一月に中教審が中間報告を出したわけでございますが、その後、中央教育審議会におきましては、国民からも幅広くEメール等で意見募集をしたわけでございます。また、一日中教審は、委員御指摘のように五会場で公聴会を実施したわけでございます。そこでもいろいろな方々からいろいろな御意見が出たわけでありまして、また、中教審は、有識者あるいは教育関係団体からいろいろな形でヒアリングを行ったわけでございます。その結果として、この三月二十日に中教審が答申を提出した。その中には、いろいろな意見を参考にしながら、盛り込めるものは盛り込みながら答申がなされた、こういうふうな理解をいたしております。

○山内(憲)委員 たくさんからのヒアリングをしたということも私は承知しています。

では、私は、委員会の中でもぜひと申し上げたり、憲法調査会でも会長がいらしていただきましたから会長にも申し上げたんですけども、子どもの権利条約を批准した我が国ですから、そのことのつとめた方針を出していただきたいと申し上げましたし、女性差別撤廃条約の第五条にも関係があるわけですから、そのこともしっかりと議論をしていただいで、検討していただきたいかつたんですけれども、その検討はなされたのでしょうか。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

審議会が開かれるたびに、いろいろな資料を机上にお配りし、そういった資料も参考にしながら熱心に御討議をいただいたと記憶いたしております。

委員御指摘のような児童の権利に関する条約あるいは女子差別撤廃条約等各種の国際条約も参考にしていたしながら、幅広い観点から御議論、御検討いただいた、このように承知をいたしております。

○山内(憲)委員 出された答申を見て、検討されたとはとても思えないような内容です。

しかも、中で委員として参加された市川委員はこのようにおっしゃっています。本来、中教審といふのは、政令があつて、そこには審議会をどう構成するとか審議をどう進めるとか手続などが書いてあるんですが、そんなことは全く関係なく進められていたのです。決をとつたりすることも一回もありませんでした、ある人が何か発言してもそれについて議論することはなかったと書いてあるんです。

それに続いてまたある人が別のことを言うという形で、会長が感想などを言つたりすることはありましたが議論をすることは全くない、だから議論が煮詰まらない、結局、会長と事務局長がその言いつ放しの話の中から都合のいいと思つたことをすくい上げ、都合が悪いと思つたら無視していく、徹底して無視されたわけですから、このようにおっしゃっているんですけれども、どうだったんでしょうか。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

それはいろいろ受けため方はあるんだろうとは思つておりますが、中教審は、平成十三年十一月の諮問以来、総会が十一回、基本問題部会十六回を開きまして、昨年十一月に中間報告を提出し、さらに、先ほど申し上げましたような公聴会等を経まして、昨年の十二月からことしの三月まで、総会四回、基本問題部会十二回、これはヒアリングも含めてでありますけれども、大変熱心に精力的にいろいろな御議論を聞かせていただいた。その結果が、ああいった形で答申としておまとめをいただいた。私どもは、中教審のそういった御審議、それを高く評価しているところでございます。

○山内(憲)委員 実は、このもつと前の段階から

問題があつて、今回は教育改革国民会議が色濃く投影された。しかも、メンバーが、教育改革国民会議のメンバーから六人、しかもそのうち四人が基本問題部会の方に出ていた。そういうことも含めると、方向といふのを相当強く打ち出して議論がされているといふことが読み取れるような内容だったといふふうに私は押さえています。

ところで、遠山文科大臣は、広く国民的議論を繰り返しておつちやつていらつしやる。その一つとして今回の教育フォーラムも行われているんだと私は思っています。現在、山口県、熊本それから新潟と三カ所で行われ、今後、六月一日には北海道、そこは私も出席する予定ですが、六月八日は愛知、このように行われるんですけども、どの方が呼ばれるのかとお問い合わせをいたしました。ときには、しかも、もう報告を出されて、皆さんに案内を出している段階でも、人の名前すら明らかにしませんでした。私は、北海道のことでお聞きしましたが、明らかにしたらず報告をするとおつちやいながら、今日まだその報告もいただいていませんでした。それで、こちらからもう一度お電話を入れてお聞きして、やつとどなたが来るかということがわかりました。

それにしても、この発言者の人選は文科省が行つたことだと思えますが、人選の基準は何だったんでしょうか。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

今回の教育改革フォーラムは、教育基本法の問題のみならずいろいろな教育改革について議論があるわけでございますから、副題としても「教育改革の推進と教育基本法の改正について」ということで、幅広い観点からいろいろな御意見を承ろう、こういうことで開いたわけでございます。

当然、今回、中央教育審議会の答申をいただいているわけでございますから、できれば、その基調講演としては、中央教育審議会の委員の方々にお願いをし、現在の教育改革の状況と中央教育審議会の答申の中身等も含めた御説明をいただきました、こういうことで、その委員の方々の日程に合

わせながら選んでいったということが一点ござい
ます。

それから、パネリストでございますが、これに
つきまして、せっかく中教審の委員がいらっ
しやるわけでございますから、その方にはぜひパ
ネリストとして基調講演に引き続き御参加をい
だきたい。それから、少し全国的な観点からの、
有識者と申しましょうか、それから、せっかく地
方でやるわけでございますから、その開催県の教
育委員会からこの方をという方を御推薦いただ
く、このようなことを含めて最終的に私どもで選
定をさせていただいた、こういう経緯でございま
す。

〔鈴木(恒)委員長代理退席、委員長着席〕

○山内(憲)委員 幅広くとおっしゃるときに、皆
さん、その方の方針というのは賛否が相当わかっ
て人選なさるんだと思うんですね。その意味で
は、私は一日中教審のときの東京を見ましたが、
賛成が圧倒的に多かったです。福岡は、新聞報道
によれば反対の人が多かった。あとの三カ所はお
よそ半々だったかなという読み取りをできたもの
ですけれども、今回の三会場に参加なさった方た
ちの声をお聞きしましたも、全体として、教育基
本法の見直しに反対の人の方が圧倒的に少なかつ
たとおっしゃっています。

そして、今私が質問する趣旨は、文科大臣が国
民的議論をするということは何度もおっしゃって
いるとしたら、これはなぜ変えなければならな
いか、変えなくてもいいんじゃないかという意味
で、議論をしっかり深めるということを考えれ
ば、反対の人をもっと多く登用するべき
だったと私は思います。そうでないと、文部科学
省が国民の意見を賛成に誘導していくものにな
るんじゃないかというふうに私は思います。

特に、山口県では反対論は出なかったそうで
す、余り。熊本県はあいまいな意見で討論が
合っていなかった。それで鳥居会長の意見が浮か
び上がった。新潟県は、それでも藤田委員がいら
したので、もう一人の反対の方もいましたので、

討論の性格がよく見えたという声もあったと聞い
ていますが、それは新潟会場だけでした。あとの
二カ所は、今後どのようなものかわかりませ
んけれども、今回、中教審の中のメンバーもぜひ
入れたいとおっしゃるのであれば、相当あちこち
で反論していらっしゃる市川先生なんかもお入
れになった方が、もっと皆さんの論と闘い合わせ
ながら、見えるようになったんではないかと思いま
す。

私は、六月一日の北海道のフォーラムについて
改めてお聞きしたいんですが、会場からの発言は
ぜひ受け入れていただきたいということを前回の
私の発言のときに申し上げたんですけれども、と
うとうと今回も、その発言は、アンケートをとっ
て、その一部を司会者が発表すると言っているん
ですね。何で会場に来られている方の声を生でお
聞きしないんですか。しかも、これはちゃんと希
望者を、はがきで出して、そこからよりすぐっ
て、それは抽せんだったのかどうかわかりませ
んが、抽せんして、選ばれて会場に入ってきてい
るわけですから、その方もそれなりの意見も書き
ながら行っているんじゃないでしょうか。

憲法調査会が北海道で開かれたとき、私はその
会場で見えていました。意見を発表する方は選ば
れて発言をしたにもかかわらず、会場は次から次
へと発言がされて、それを受けとめていかれまし
た、何の混乱もなく。その中身は本当に皆さんの
声が反映できる憲法調査会のあり方でした。なぜ
文科省はそうしないのですか、お聞きし
たいと思います。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

私も五月十七日の山口会場にも参加をいたしま
した。限られた時間の中で、パネリストの方々に
も幅広くいろいろな問題について御討議をいた
だきたい、そういう時間の確保も図りたい。また、
せっかく会場にたくさんの方々がお越しでござい
ますから、アンケート用紙に御記入をいただきま
して、それはまた残るわけでありまして、それ
をまた今後、基本法の改正なり基本計画の策定の

際にも参考にさせていただきたいということで、
アンケートの用紙をお配りをし、回収をさせてい
ただいた。その中で、時間の制約もあるわけであ
りますから、幾つかのものを司会者が読み上げま
して、それにつきまして、当日もパネリストの方
から丁寧な御回答をいただいた。これは山口の事
例でございますけれども、そういう形で実施を
しておると御理解をいただきたいと思えます。

○山内(憲)委員 いろいろな意見はメールで、は
がきで、お手紙で出せるということがあるわけ
ですけれども、わざわざ会場まで来て、意見を述
べたいと思ってくる人たちにそのような形ですと
いうのは、本当に余りにも私は不自然だと思いま
す。時間の制約があるとおっしゃるのであれば、
人数制限されてもそれは仕方がないと思いま
すが、せっかく会場に来たのに、生の声を取り上
げないで、しかも、私は、今回の一日中教審、中間
答申に対していろいろな発言があったにもかかわらず、
何ら丁寧に取り上げもせず答申を出されて
いる。そして、今おっしゃったようなことをやり
ながらも、本当に、市川委員がおっしゃるよう
に、都合の悪いところは全部無視していつている
というのが今回の答申だと私は思います。

次に、私は、もう一度、こたわり続けているこ
の答申の中身なんですが、諮問の段階から指摘さ
れていた、今なぜ改正が必要なのかということに
対して、根本問題に答えていらないと思
います。そのことについては市川委員も何度も
おっしゃっています。

現行法に不備があるということは出てきません
でした、全く現行法に不備があるということは出
てきませんでしたと言ったんですよ。そして、その
ことをずっとする説明をして、こういうことはど
うなのかということの説明をして、回答された方
は、元文部次官の委員がそのときに私に言われた
のは、支障がなくても変えて悪いということはな
いだらう、これは私が前回指摘をしました元文科
省にいらした小野事務次官のことだったんじゃない
んですか。支障がなくても変えて悪いということ

はないだろうという発想のもとにこの答申が出さ
れていることを実証するような発言じゃないで
すか、いかがですか。

○近藤政府参考人 お答えをいたします。

委員は市川委員の発言を引用されるわけでご
ざいます、正委員は三十人、その他基本問題部会
の委員が多数いらっしゃるわけでございます、
会議としては、大方の方々がやはり教育基本法の
改正は必要である、こういった形として中央教育
審議会の三月の答申が出された、こういうことは
御理解をいただきたいと思っております。

御案内のとおり、昭和二十二年に制定をされた
法律でありまして、制定から半世紀以上経てお
るわけでございます。社会状況も大きく変わって
おりますし、教育を取り巻く状況も大変大きな変化
があるわけでございます。そしてまた、教育全般
についていろいろな課題が山積をしております。そ
ういった中であって、もう一度原点にさかのぼって
改革をしていくのではないかと、こういう問題意識
で御審議をいただき、委員御指摘になりましたけ
れども、答申でも、現行教育基本法の示す幾つか
の普遍的な理念は引き続き大切にしていこう、た
だ、新たな、現在の時点において明確にすべき理
念なり原則はあるであらう、そういうことをはっ
きりさせようではないか、こういう観点からなさ
れたと思っております。

○山内(憲)委員 なぜ変えるのか、どこの条項が
悪いのかということもなく、普遍的な問題だけ
があると私は思っています。なぜ変えるのかお答
えになっていません。そして、しかも、元文科省
にいらした方が、何の理由がなくても変えて何で
悪いという居直り発言、そのことを私は指摘して
おきます。

それでは、このところを改めて大臣にお聞か
せたいと思いますが、中教審並びに文部
科学省は、新しい時代にふさわしいものという
ことを何度もおっしゃっていて、今局長もおつ

しゃつたように、五十年もたつて時代は変わつたとおつしやつて、そのことを見直しの論拠にしていますけれども、それでは、大臣、新しい時代とはどのような時代を想定していらつしやるんでしょうか。

○遠山国務大臣 今日、二十一世紀の初めに当たります。新しい時代というのは、私どもとしては二十一世紀ということをごさいます。この時代については知の時代とも言われておりますし、生命科学の時代とも言われ、さまざまな形でこれまでにない新しい展開が予想される時代だ、そういう認識が行き渡っているわけでございまして、その意味において、新しい時代にその日々を過ごしていく子供たちをどう教育するかという角度から考えるという意味でございます。

○山内(憲)委員 新しい時代のことにつきまして、今おつしやつたことは書かれていたもので、読んでおります。

それで、新しい時代のことについては、河村副大臣は不透明な時代とおつしやつていらつしやるし、遠山大臣は日本が直面している危機的状況ということをおつしやつていらつしやる、今のようなことを新しい時代に期待するんだということとはわかりませんが、新しい時代ということ定義するためには過去の歴史認識を十分に説明する必要があると思います。過去の歴史をどう認識されるから、新しい時代を想定して、このようなことを求められるんでしょうか。

○河村副大臣 中教審の中間報告あるいは答申等を見て、やはり過去の、特に第二次世界大戦の反省もあると思いますが、そういうものを踏まえながら、再び日本がそうしたものになつてはいけません。それを今さら言うことはどうであるかという議論もありましたけれども、やはり全体主義に陥らないようにという前提に立つて考えていこうと。例えば国を愛する心なんというのはそういう意味ではないんだというようなことも強調されている点、私は、やはりそうした過去の歴史といひますか、そういうものを踏まえながら新しい時

代をつくつていこうということで答申されている、こういうふうに思います。

○山内(憲)委員 過去の歴史認識を十分にということ、今、戦争のない時代、戦争のあつた時代の全体主義に戻らないようにということを河村副大臣はおつしやつたんだと思うんですけれども、教育改革については、明治維新以降、明治の学制に続いて、教育勅語の発布という時代がありました。だから、そこで一回教育改革がありますね。そして、その教育勅語以降、敗戦後に始まる新しい時代、そのときははっきり新しい時代は定義されたと思います。

手続的には、明治憲法の改正があり、実質新憲法の制定、そして教育基本法が公布されたというふうに歴史は進んでいると思います。その意味で、この答申の中身を讀みますと、その歴史認識と新しい時代の説明は私は逆になっているというふうに思います。

ちよつと讀みます。この中教審の文章です。「現行の教育基本法を貫く「個人の尊厳」「真理と平和」「人格の完成」などの理念は、憲法の精神に則つた普遍的なものであり、新しい時代の教育の基本理念として大切にしていくなければならぬと考える。」副大臣が今おつしやつた、その意味でそこは否定していません。「しかしながら、」「新しい時代を切り拓く」「たくましい日本人を育成する観点から重要な教育の理念や原則が不十分であり、」「見直しを行うべきである」との「結論に至つた」となると、ここで否定をしているんじゃないんですか。見直しをしなければならぬという結論に至つた、否定しているんじゃないんですか。残す言ひながら、しかも否定しないと言ひながら、ここで否定しているではありませんか。いかがですか。

○河村副大臣 これは読み方だと思ひますが、私の受けとめは、否定ではなくて、さらに必要なものは何であるかという観点に立つて答申されているというふうな思ひしております。

○山内(憲)委員 ちよつと讀みます。「しかしながら」の後の部分です。「新しい時代を切り拓く」「たくましい日本人を育成する観点から重要な教育の理念や原則が不十分」なので見直しをするとおつしやつていないんですか。歴史じゃないですよ、この見直しは。その意味では、先に「たくましい日本人を育成する」というのがあつて、だから見直しとおつしやつていないんじゃないんですか。

○河村副大臣 先生のお尋ねのところは、「たくましい」の前に「心豊かで」というのがあるはずなんです。このところが非常にいろいろ議論されたところで、そういう意味で、例えば家庭教育の、しつけの問題等々がこの教育基本法の中ではすつぱり落ちていないか、社会教育の環境としてはあるけれども、地域の教育力、学校教育力、いろいろな面で指摘をされた。そこで、実は「たくましい」ということについては、これだけでは筋肉隆々の人間をつくるのかという議論もあつて、そうじゃないんだと。やはり心の豊かさや物の豊かさが併存するこれからの時代をどうやってつくっていくか、そういう人材だということ、この観点が私は新しく加わつてきた、こういうふうな考えです。

○山内(憲)委員 抜かした言葉に私は意味を持てなかつたので讀まなかつたわけなんですけれども、たくましい日本人を育成する観点から見直そうという発想は、最初に理想像がおりでしよう。そこから見直しをしなければならぬとおつしやつていらつしやるんです。

先ほどのところに戻りますと、新しい時代をどう定義するのか、何をもちつて新しいとするのか、説明をしなければならぬと思ひます。だからこそ、過去をどう分析するのかと言ひましたら、前段のところ過去のところを否定するわけではなくてと言ひわけですから、全くそここのところの説明がなされていなくて私が言うのは、このところ、社会の状況の変化に対応するには、

学習内容や方法を適切に変えていけばよいと思ひます。また、その努力として、試行的に文科省や地方教育委員会や教育団体や私立学校や学識経験者などによつて実行案も出され、多様な提案もあり、無数の現場の実践もあります。このような提案や実践の中で適切なものは残るでしょうし、そうでないものは消えていくのではないでしようか。それこそが文科省の言う教育の画一性を打破する道ではないかというふうに思ひます。

ところで、この間、文科省は、先ほどの日の丸問題にも象徴されるように、地方権限を認めず、まあ、あそここのことと直接つながらのちよつと今いたしません、改めていつかすることにいたしました。地方権限も認めず、学校権限も許さず、父母や子供たちの要望にも耳をかさない文科省の五十年以上を超える中央集権的な教育行政の手法が、教育の画一化と全く関係がなかつたんだらうかとおつしやつていらつしやる方がいます。学習指導要領の準国定化、教科書検定の恣意化、それらこそ日本の教育の画一化に相当の責任があつたということとを私は申したいと思ひます。基本法の精神、理念を執行していないところに問題があると思ひます。

その意味で、基本法が時代におくれているのはありません。日本の教育が基本法におくれているということが実態だと私は思ひます。そのことを指摘するということは、新しい時代、二十一世紀というときに、この「たくましい日本人」ということを定義することなく来られていることに相当多くの問題を私は感じています。もう一度次のところに行つてお聞きします。

最後の時間になつていと思ひますが、日本人という定義をなさつていらつしやるのか、お聞かせください。短くお願いします、時間がありません。

○近藤政府参考人 中教審では、特に定義はいたしておりません。

○山内(憲)委員 答申にはこのことが載つていないんですが、日本人と日本国民とはどう違ひんで

しようか。そのことを、では今お聞かせいただきたいと思いますが。日本人と日本国民はどう違うのか、同じなのか。

○近藤政府参考人 特に日本人というようものの定義いたしてありませんが、中央教育審議会の答申、その議論の過程では、日本国民を指して議論をなされたと思っております。

○山内(恵)委員 今のようなお答えであれば、本当にいいかげんなものだと思います。これを法律で定義できないければ私はだめだと思います。今まで日本人という言葉は法律に載ってこなかったわけですから、定義していただきたいと思います。

ところで、鳥居会長は、この日本国民についておっしゃったことがあります。日本は単一民族の国だと発言なさっているんです。そのことを私は前回の委員会でも皆さんに報告しましたが、このことが問題なんですね。

例えば、日本にはいろいろな方がいます。北海道のアイヌの方もいれば、在日の方もいます。ブラジルから来た人もいますし、フィリピンから来て定住なさっている方もいらっしゃいます。私は数字を挙げてこのこともこの間説明しましたが、外国人登録をしていらっしゃる方は百五十万人もいらっしゃるんです。さまざまな国籍、民族、そして数十カ国から来ているんですから、今や多様性を認め、多文化共生を探らなければならぬ時代にあつて、日本人よと、こんな答申を出していく問題点を指摘し、まだまだ疑問点がありますので、次回にまた質問していきたいと思ひます。

以上です。

○古屋委員長 児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党の児玉健次です。文部科学省が主催された「教育改革フォーラム 教育改革の推進と教育基本法の改正について」、五月二十五日に新潟で開催されたようです。

このフォーラムで、鳥居泰彦氏は中央教育審議会会長として基調講演をされた私は受けとめるんだが、遠山大臣、どうですか。

○遠山国務大臣 今回のフォーラムは中央教育審議会の答申を受けた後のフォーラムでございまして、中間報告の後のフォーラムとはやや違っているのではないかと思います。

その意味におきまして、中央教育審議会で論じられたこと、また、その答申の意味についてそれぞれの講演者がしっかりと答へになったということは確かだと思います。

○児玉委員 いや、私が聞いているのは、中央教育審議会会長という肩書で基調講演をされたわけですね。そのことを確認したい。

○河村副大臣 この基調講演は、中央教育審議会のメンバーの方にお願ひをするということになっておりまして、原則として会長がおやりになるのが一番適切である、こう思っておりますから、新潟でおやりになった場合には会長という肩書がつくのは当然だと思ひますが、山口でやりました場合にはあの位置に山本委員が来て説明された、こういう経緯もございします。

○児玉委員 そのことをはっきりさせておきましよう。

新潟でいへば、彼は中央教育審議会会長として基調講演をした。報道によれば、鳥居氏は、教育基本法を指して、終戦直後のどさくさの中でつくられた法律でいろいろ問題がある、このように述べたようですね。

周知のことですが、田中耕太郎文部大臣のときに、教育基本法は教育刷新委員会、その中には、皆さん御存じの安倍能成氏、南原繁、芦田均氏、天野貞祐、務台理作、関口鯉吉、森戸辰男氏など多くの方々の真摯な議論の中から生み出されて、そしてその後、閣議、枢密院、第九十二回帝国議会の審議、私も最近機会がありましたので、当時の会議録を読んでみて、この前の議論でもその一部を紹介しましたが、そういうものだと。

それを指して、どさくさの中でつくられた法律でいろいろ問題がある、こういうふうに言えるのか。私は、鳥居氏が個人としてあれこれ言うことについて取り上げるつもりは全くありません。そ

れはもう彼の自由でしょう。しかし、文部科学省主催のフォーラムで中央教育審議会会長として行った発言は個人の発言ではありません。この点、遠山大臣はどう考えますか。

○遠山国務大臣 私は、鳥居先生があの場合におきまして基調講演をされたと聞いております。その詳細については、細々としたことまでは聞いておりませんけれども、私は中央教育審議会の答申の内容についてお話しになったのであらうと思ひます。

鳥居先生は、中央教育審議会の会長として答申をおまとめいただきました。そして、その内容をお話しいただいたと思ひますが、みずからの研究者としての思いあるいは感想ということもその基調講演の中で述べられても、私は当然のことではないかと思ひます。

○児玉委員 私の言っていることを正確に聞いてほしいのだけれども、彼が研究者であるということとは私も承知しているけれども、自分の研究成果についていろいろお述べになるのは、私は全く御自由だと思ひます。

遠山さん、今あなたが言ったように、中央教育審議会のこれまでの議論、それらが教育フォーラムで基調講演で反映されなさいいけない。皆さんがそこに向けてどんな内容を準備されたかということもきのう私はいただきましたが、文部科学省自身が教育基本法を終戦直後のどさくさの中でつくられた法律だと思ひますか。そして、日本の現在の数多くの研究者がこの教育基本法について通説的にどのように理解しているかというの、あなたも知っているはずですよ。

先日、四月二日のこの質疑の中で、私は、昭和二十二年五月三日の文部大臣高橋誠一郎氏が出した文部省の訓令四号を皆さんに紹介したことがあった。「この法律によつて、新しい日本の教育の基本は確立せられた。今後のわが国の教育は、この精神に則つて行われるべきものであり、又、教育法令もすべてこれに基いて制定せられなければならない。」遠山さん、あなたはこのとき、こ

のときというのは四月二日だけれども、この訓令は生きています、こう言ったばかりありませんか。どさくさの中でつくられた法律だ、もしそれを研究者として言うのであれば、それは研究者の中で厳しい批判が集中するだろうけれども、それを私は国会でやるうとは思ひません。要するに、中央教育審議会会長としてこのように発言した、それはこの後議論しなければならぬ。

そこで大臣に私は求めたいけれども、新潟での中央教育審議会会長の発言を速やかに提出していただきたい。どうですか。

○遠山国務大臣 今回のフォーラムは、御存じのような目的のもとに国民的な議論を深めるために行つていられるものでございまして、フォーラムに参加してない国民の皆様は議論を深めていただくために、フォーラムにおきます基調講演あるいはパネルディスカッションの概要等についてはできる限り早く公表したいと考えております。

○児玉委員 全体の中身も私は拝見したいけれども、鳥居さんのこの基調講演についてはフルテキストで求めたいと思ひます。どうですか。

○河村副大臣 このフォーラムについては、審議会のような形で議論するような性格の会議でないという点が一点ございしますし、それから、基調講演者、パネリストに事前に、全発言の内容を公表するためのものであるというように今回会議に臨んでおりません。

ただ、おっしゃるように、フルテキストという形になるかどうかは別として、議論概要といひますか、それは当然公表しなきゃならぬと考えておりますが、議事録のような形で公表するということに今回のフォーラムについてはいたしておりません。ただ、マスコミの方も皆さん御出席をされておる会議でございしますから、決して秘密的にやったものではないことは明らかだと思います。

それで、せっかく私こへ立ちましたから、山口では御一緒じゃございしませんでした、熊本では御一緒させていただいたのでありますが、だから、もちろんフルテキストでないと、全体を見な

きやわらないとおっしゃるんだらうと思いますが。マスコミの書き方は、基本法はまさにどこまで成立、こうなっておりますが、これまで鳥居会長がずっと言われてきたことを私の方で推測いたしますのに、やはり時代の背景といえますか、非常にあいまいな時代でありますから、国民全般に議論をするような場もありません、非常にどさくさ的な、非常にそういう意味での背景があつた。

そのことと、それから問題点があると鳥居会長がよく言われるのは、十一條の短い中に入っている、しかし、ほかの國の基本法を見ていると、非常に精巧に、条文も大きなものをつくつてある、そういうものに比較してまだ足らない部分がある、問題がある、こういうような指摘をいつもされておつたことを覚えております。

○児玉委員 今の私の要請、すなわち、鳥居氏の基調講演の中身をフルテキストでいただきたい、これは委員長、理事会で協議いただきたいと思ひます。

○古屋委員長 この問題につきましては、文部科学省並びに中教審の中で御議論をいただいて結論を出していただきたいと思ひます。

むしろ、理事会で議論する話ではないと思ひますので、まず委員長としてそういう対応をお願いしたいと思ひます。その上でまた考えさせていただきます。

以上です。

○児玉委員 あなたは中立公正の立場でこの委員会を進めていただきたい。

さて次に、教育振興基本計画、中教審答申の第三章、そこをめぐつてお伺いをしたいと思ひます。

最初に聞きたいのだけれども、遠山大臣、多くの国民や父母そして学校で頑張っている教職員は、教育の振興という言葉聞いたときにどんなことを思い浮かべると思ひますか。あなたの率直な感想を聞かせてほしい。

○遠山国務大臣 日本の教育がますます活性化を

し、そして振興という言葉から連想するのは、恐らく、いろいろな条件整備をよりよくやつて、子供たちが学びやすく快適な状況で学べるようにというようなことがまず頭に浮かぶのではないかとと思ひます。

○児玉委員 遠山大臣は、教育のプロだからそういうふうにならざるを得ないけれども、私が聞いてゐるのは、例えば、あなたのいふこの方だとかめいごさんだとか、それからあなたのお子さんかもしれないとしたら、その子供の学んだ学校の先生たちが、教育振興と言つたときに何を思ひ浮かべるだらう、あなたはそれをどう考えますか。

今のあなたの言ひ方は、同義反復ですよ。振興について考えるとおっしゃつたので、それは大が東向けばしつぽは西だといふのと同じですよ。

○遠山国務大臣 子供、めいとかおひが教育振興という言葉をごとまで解するかわからないわけでごいさすけれども、一般の良識ある國民の皆様がお考えになれば、教育をいかに活性化し、そしてすぐれた教育をしようかといふためのいろいろな条件整備等のことをやつていくかといふことだと思ひます。

この振興という言葉はいろいろな角度で使われておりますけれども、例えば、我が省の中で科学技術振興といへば、科学技術をどのように発展させて、そして活性化させていくかといふことでございまして、その意味で教育についても、よりよいものにしていく、そういうふうな受け取るのが通常の感覚ではないかと思ひます。

子供は、なかなかかわからないのではないかとと思ひます。

○児玉委員 余り無理には繰り返さないでございましょう。

例えば、クリントン氏が、九八年の一月の大統領の教書の中でこう呼びかけましたね。今のアメリカの教育はこのままにしておくといいか、いい、教育をよくしなければいけないと思ひ、そのとき、アメリカの多くの母親、父親は、どうすれば教育をよくすることができるか、そのことを既

に御存じだ、こう言つて、何と言つたと思ひますか。グッドティチャー・アンド・スモールグループと言つていますよ。いい先生と、学級数を少なくする。そして、それに続けて彼は、アメリカ全土で小学校低学年を一クラス十八人にする、そのために資格のある教師十万人を採用する、こう述べましたね。

教育振興というときに、普通の國民であれば、やはり三十人以下学級の現況がいつまでに自分たちの子供に及ぶのだろうか、私に子供を通わせたい親御さんでいへば、経費の二分の一、そこまでの引き上げがどうなるか、そして大学・大学院でいへば、この前も皆さんと議論したけれども、GDP対比の高等教育への予算が欧米に比べて著しく劣悪ですから、そこをどう引き上げる、こういった課題を思ひ浮かべると思ひます。

私は、文部科学省に言ひたいのですが、今言つたような課題、皆さんの考へている、例えば全国の小中学校の耐震化の実現だとか、そういったものを年次計画的に堂々と打ち出してみたらどうだろうかと思ひますが、いかがですか。

○河村副大臣 中教審の基本計画のところにも、今のいじめ、不登校、そういうものを半分に減らすんだという書き方がちよつとございましたが、私は、やはり今の耐震化のような問題はそういう形で計画的にやつていく課題だらう、そういうふうな思ひます。

○児玉委員 少人数学級についていへば、三十人以下学級についていへば、今もう全国で燎原で燃え広がる炎のように大きな力になってゐます。

それで、今副大臣がおっしゃつた校舎の耐震化の実現、これらは、教育基本法十條二項で明示する「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」そのものではないかと思ひますが、大臣、お考えはどうですか。

○遠山国務大臣 条件整備という意味では、その中にも入ると思ひます。

○児玉委員 そのことを明確にした上で、この答

申の第三章の冒頭のところで、もしお持ちであればちよつと出していただくと、二十二ページをあけてください、二十二ページの冒頭のところ。そこでこう言つていますね。幾つかの基本法を列挙して、「それぞれの基本法に基づく基本計画が策定されている。」云々、こう述べていらつしやる。

今、日本には二十を超す基本法があります。大臣に伺ひたいのだけれども、一九四七年三月に成立した教育基本法、これがどんなものかといふのはもう論ずるまでもない。その後生まれたのが、一九五五年十二月に成立した原子力基本法です。これは見事な基本法です。原子力利用の平和的な性格を貫徹する、そして研究においては自主、民主、公開、これを揺るがすことのできない原則とする、そういった中身が原子力基本法には盛り込まれておりますが、この原子力基本法に基本計画があるかどうか。大臣、どうですか。

○遠山国務大臣 教育基本法に次いで基本法である原子力基本法、これにはまだ基本計画といふものは、根拠規定はございません。

○児玉委員 おっしゃるとおりですね。

基本法の問題を何人かの研究者が真剣に検討しています。私も、その方々や国会内で調査なさつてゐる方とも、何回か御教示をいただいたのですが、この分野の研究者はこう言ひますね。教育基本法と原子力基本法は、日本の基本法の中の第一期である。そして、その特徴は何かというと、憲法と一般法をつなぐ役割を担う根本法としての性格を有する。基本法といふ名前がついていないけれども、地方自治法や労働基準法にはそれに近い根本法としての性格がありますね。

すなわち、教育基本法といふのは、憲法と例えば学校教育法、憲法と私立学校法との間をつなぐ根本法としての役割、ここに教育基本法の重要な特質がある。

大臣のお考えを聞きたいと思ひます。

○遠山国務大臣 私は、教育基本法といふのは、教育にかかわるさまざまな法体系の中の背骨のよ

うな、中心的な意味を持つ法律だと思っております。

ただ、諸基本法の中の一審最初であったということで、その中に基本計画というものはないわけでございますけれども、原子力基本法の後、あるいはそのちよつと前にできました基本法以下ほとんどの基本法につきましては、基本計画というものが根拠規定をその基本法の中に包摂しているという事実もあるわけでございます。

○児玉委員 基本法の中で、最も基本法にあざわしい存在として、この教育基本法というのは、その重さを大いに認識されつづけてありますね。大臣がおっしゃった、その後と言うけれども、例えば、その後で言えば、災害対策基本法、昭和三十六年十一月十五日、これには防災計画が入っているけれども、この防災計画というのは、防災復興基本計画ではありません。いうところの基本計画がほとんど入り出したのは、それよりかなり後の話です。

そこで私は、教育基本法の問題にもう一回戻りたいんですが、教育基本法の十一條では、こう言っていますね。「この法律に掲げる諸事項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。」

教育基本法の十一條のような内容を盛り込んだ法律が他にいくつあるか、御存じであれば、御教示いただきたい。

○河村副大臣 私の知っている範囲では、このような明確な形ではありませんが、法律の見直し条項といえますか、ほかに条件を必要とするには法律によるという書き方はあると思います。

○児玉委員 そのとおりです。しかし、基本法の本体に、補則という形で、「この法律に掲げる諸事項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。」主文はどうかということ、「この法律に掲げる諸事項を実施するため」とはつきり限定しているんです。こういう形で条文を盛り込んで法律は、私がいろいろ御教示願った専門家の皆さんによれば、教育

基本法だけだ。立法者の意思がやはり問われます。

この前も皆さんと議論したとき御紹介した「教育基本法の解説」、一九四七年十二月刊行、そこでも、皆さん御存じの田中さんと辻田さんだけれども、実際に筆をとったのは、文部事務官安達健二氏ですね。安達氏は、この十一條についてこう言っています。

本法は、教育宣言的ないし教育憲法的な規定が多く、これらの規定は、なおいまだ抽象的であつて、これから直ちに引き出し得る実質的な効果が少ない。したがつて、これらの規定の精神を実現するために、今後、適当な法令が制定されなければならない云々。逆に言つて、逆に本条は、十一條は、本法の基本的な性格、すなわち、憲法と一般法律との架橋的な性格を示すものと言えよう。

非常に重要な指摘ですね、立法者の意思はまさにそこにあつた。そこで、この間、文部省ないしは文部科学省は、やはりこのところは守つてきたと私は思っています。

最近の事例で言えば、文部省は、一九九〇年に、長い名前の法律だけれども、略称で言えば生涯学習振興法を制定された。当時、河村副大臣は政務次官でいらつしたつたので、あなたのお話もこの前聞きました。そのとき、中曽根弘文文部大臣は、この生涯学習振興法は教育基本法の大枠の中で制定されたものだ。そして河村副大臣は、先日の私との議論の中で、確かにそれは十一條のことを念頭に置いて中曽根大臣は云々というふうにも述べられておる。これは非常に正確な理解だと思ふんです。

そこで、私は、遠山大臣に提起をしたいんですが、真に教育条件の充実を盛り込んだ、例えば教育基本振興法、ネーミングは私はこだわりますが、要するに、三十人以下学級だとか私学助成だとか大学・大学院の充実だとか、そういったものを盛り込んだ法律を教育基本法十一條に基づいて制定してはどうかと思うんですが、いかがですか。

か。

○遠山国務大臣 私は、教育振興という角度から見まして、今日のいろいろな法体系の中で、基本法が包摂しております基本計画というものをしっかりと定めるところが大切だと思います。

なぜかと申しますと、我が省限りでいろいろな政策を打ち、あるいは、各種の法律、政令、省令あるいは予算というところで頑張つておりますけれども、やはり私は、基本計画というのは、政府が責任を持つてその計画を遂行するという意味で、各省がやつてゐる予算措置あるいは計画といったものとは違う性質のものではないか。そこが、日本、今委員がおっしゃるような条件を整備するにしても、非常に大事なポイントだと思うわけでございます。

したがつて、具体的ないろいろな振興したということがあるわけでございますけれども、それを政府の基本計画を策定するというところでやつてはどうか、今回の中央教育審議会の御答申というものは、そういう意味があると思うわけでございます。

基本計画を策定することで、幾つかの利点があると思うわけでございます。一つは、政府全体としての視点から、基本法の定める理念を実現するための施策を総合的、体系的かつ計画的に推進することが可能になるわけでございますし、施策の全体像をわかりやすく示すことによつて、国民への説明責任が遂行できる。あるいは、基本計画に照らした政策評価の実施を通じて効率的な行政運営の実現等に資することができまして、また、教育を重視するという政府のメッセージを発信するということによりまして、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の積極的な取り組みを推進することが期待されるわけでございます。

その意味におきまして、私は、今回、基本法の中に基本計画の根拠規定を掲げ、そして、それによつて教育振興のいろいろな計画というものをしっかりと政府全体の責任においてやつていく、そういう新たなページを開きたいというふうに思

うわけでございます。

○児玉委員 いろいろおっしゃつたけれども、今度の中教審に対するあなたの出した答申というのは、さまざまな答申の中で際立つていますね。「平成十三年十二月二十六日 遠山教子 次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。」これを読んでみると、教育振興基本計画のところは、実に詳細、具体的ですね。もう中教審は何もする必要はありませんよ、これをそのまま答申すればいいので。大体中身はそういうになっています。

あなたが今いろいろ言つたけれども、根拠法はあるじゃありませんか。教育基本法の十條二項、教育基本法の十一條、そして、もつと言えば前文、一條、二條ですよ。立派な根拠法がある。そのことを知つての上で、教育基本法改正の理由の一つとして盛り込まないといけないからというの、これはやはり真つ当なやり方じゃありませんね。そして、政府全体のものになるからならぬかというの、教育基本法があれば、それは十分であつて、それをなし得ていないとすれば、それは文部科学省の努力の問題じゃないでしょうか。

結局、教育基本法の中で教育振興計画をつくらなさいいけないということが皆さんの教育基本法改正の最大の理由になつていますよ、あなたの諮問によれば。その必要なし。十一條は立派にある。

そして、この後また続けて議論をしますが、あなたたちはそういうときに実に周到に言葉を使いますね。教育の目的という言葉を使わなくなつてゐる。目標という言葉に差しかえていますね。これは明らかに、人格形成、教育の目的という大きな理念と卑近な政策目標に差しかえる、そういうやり方が根底にあるので、このところは文部科学省として真剣に考えていただきたいということ述べて、きょうの私の質問を終わります。

○古屋委員長 次に、内閣提出、参議院送付、独

立行政法人日本学生支援機構法案及び独立行政法人海洋研究開発機構法案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。遠山文部科学大臣。

独立行政法人日本学生支援機構法案
独立行政法人海洋研究開発機構法案
(本号末尾に掲載)

○遠山国務大臣 このたび、政府から提出いたしました独立行政法人日本学生支援機構法案及び独立行政法人海洋研究開発機構法案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

特殊法人等改革につきましては、平成十三年六月に成立した特殊法人等改革基本法にのっとり、同年十二月に特殊法人等整理合理化計画が策定されたところであります。

この二法律案は、特殊法人等整理合理化計画の実施の一環として、日本育英会を解散し、その業務と国及び関係公益法人の学生支援業務とを統合して新たに学生支援業務を総合的に実施する独立行政法人日本学生支援機構を、また、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の研究船及びその運航組織とを統合して独立行政法人海洋研究開発機構をそれぞれ設立するためのものであります。

次に、この二法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、両独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めております。

第二に、両独立行政法人の役員として、理事長及び監事を置くほか、理事を置くことができることとし、その定数を定めております。

第三に、積立金の処分方法、権利義務の承継、所要の経過措置等について定めるほか、両独立行政法人それぞれに固有の事項について定めております。

以上が、この二法律案の提案理由及びその内容

の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○古屋委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る三十日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十分散会

独立行政法人日本学生支援機構法案
独立行政法人日本学生支援機構法

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 役員及び職員(第七条―第十二条)
- 第三章 業務(第十三条―第十七条)
- 第四章 財務及び会計(第十八条―第二十四条)
- 第五章 雑則(第二十五条―第二十八条)
- 第六章 罰則(第二十九条―第三十一条)

第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、独立行政法人日本学生支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることと目的とする。

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本学生支援機構とする。

(機構の目的)
第三条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専

修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(事務所)
第四条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)
第五条 機構の資本金は、附則第八条第二項及び第十条第五項の規定により政府から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称の使用制限)
第六条 機構でない者は、日本学生支援機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員
第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)
第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)
第九条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格事項の特例)
第十条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本学生支援機構法第十条第一項」とする。

(役員及び職員秘密保持義務)
第十一条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員地位)
第十二条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務
(業務の範囲)
第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。

二 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。

三 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。

四 我が国に留学を志願する外国人に対し、大

学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。

五 外国人留學生に対し、日本語教育を行うこと。

六 外国人留學生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留學生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。

七 留學生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留學生交流の推進を図るための事業を行うこと。

八 大学等が學生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

九 學生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。

十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第三号の施設を一般の利用に供する業務を行うことができる。

(学資の貸与)

第十四条 前条第一項第一号に規定する学資として貸与する資金(以下「学資金」という。)は、無利息の学資金(以下「第一種学資金」という。)及び利息付きの学資金(以下「第二種学資金」という。)とする。

2 第一種学資金は、優れた學生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種学資金は、前項の規定による認定を受けた者以外の學生等のうち、文部科学省令で定

める基準及び方法に従い、大学その他政令で定める学校に在學する優れた者であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 第一種学資金の額並びに第二種学資金の額及び利率は、学校等の種別その他の事情を考慮して、その学資金の種類ごとに政令で定めるところによる。

5 第三項の大学その他政令で定める学校に在學する者であつて第二項の規定による認定を受けたもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、第一種学資金の貸与を受けることが困難であると認定された者に対しては、第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、第一種学資金に併せて前二項の規定による第二種学資金を貸与することができる。

6 前各項に定めるもののほか、学資金の貸与に関し必要な事項は、政令で定める。

(返還の条件等)

第十五条 学資金の返還の期限及び返還の方法は、政令で定める。

2 機構は、学資金の貸与を受けた者が災害又は傷病により学資金を返還することが困難となつたとき、その他政令で定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

3 機構は、学資金の貸与を受けた者が死亡又は精神若しくは身体の障害により学資金を返還することができなくなつたときは、政令で定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第十六条 機構は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた學生等のうち、在學中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、政令の定めるところにより、その学資金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(回収の業務の方法)

第十七条 学資金の回収の業務の方法については、文部科学省令で定める。

第四章 財務及び会計

(積立金の処分)

第十八条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び日本學生支援債券)

第十九条 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本學生支援債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権

の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の發行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務(國際復興開發銀行等からの外資の受入に關する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができたる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第二十一条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

(政府貸付金等)

第二十二条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)に要する資金を無利息で貸し付けることができる。

2 政府は、機構が第十五条第三項又は第十六条の規定により第一種学資金の返還を免除したと

きは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の前項の貸付金の償還を免除することができるとする。

(補助金)

第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十四条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定(罰則を含む)は、第十三条第一項第六号の規定により機構が支給する助成金について準用する。この場合において、同法(第二条第七項を除く)中「各省各庁」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構」と、「各省各庁の長」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構の理事長」と、同法第二条第一項第二号を除く。及び第四項、第七條第二項、第十九條第一項及び第二項、第二十四條並びに第三十三條中「国」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」と、同法第十四條中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構の事業年度」と読み替へるものとする。

第五章 雑則

(財務大臣との協議)

第二十五条 文部科学大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

- 一 第十四条第二項、第三項若しくは第五項又は第十七条の規定により文部科学省令を定めようとするとき。
- 二 第十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。
- 三 第十九条第一項若しくは第五項又は第二十一条第一項の規定による認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第二十六条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十七条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十八条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には、適用しない。

第六章 罰則

第二十九条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第十三条に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 三 第三十一条 第六條の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十一条、第十五条から第十八条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 機構の成立の際現に文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者のうち、文部科学大臣の指定する官職を占めるものは、別に辞令を発せられない限り、機構の成立

の日において、機構の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により機構の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により文部科学省の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む)としての引き続きいた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 機構の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き機構の職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、機構の成立の日の前日に文部科学省の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続き機構の職員となつた者のうち機構の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得

するまでの間に機構を退職したものであつて、その退職した日まで文部科学省の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条 附則第二条の規定により機構の職員となつた者であつて、機構の成立の日以前において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に關しては、機構の成立の日において同法第七條第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

第六条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この条において「文部科学省共済組合」という)の組合員である同号に規定する職員(同日において附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る)が機構の成立の日において機構の

役員又は職員(同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役員」という。)となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があるとして文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めたる日)までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役員は、第二十七条の規定にかかわらず、同法の規定の適用については、機構の成立の日以後引き続き当該役員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する役員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合に、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二十一条第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることが出来る。

3 機構の成立の日の前日において文部科学省共済組合の組合員である国家公務員共済組合法第二十一条第一号に規定する職員(同日において附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役員となる場合において、当該役員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかったときは、当該役員は、機構の成立の日の前日に退職(同条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)
第七条 機構の成立の際現に存する国家公務員法第八十条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五十五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(国の権利義務の承継等)

第八条 機構の成立の際、第十三条第一項第二号、第八号及び第九号に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に機構が承継するものとする。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第九条 国は、機構の成立の際現に附則第二条に規定する文部科学省の部局又は機関で政令で定めるものに属する者の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(日本育英会の解散等)
第十条 日本育英会(以下「育英会」という。)は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において、次項の規定により国が承継する資産を除き、機構が承継する。

2 機構の成立の際現に育英会が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 育英会の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

5 第一項の規定により機構が育英会の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

6 附則第八条第三項及び第四項の規定は、前項の資産の価額について準用する。

7 第一項の規定により育英会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(政府が有する債権の免除)

第十一条 政府は、旧育英会法(附則第十五条の規定による廃止前の日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)をいう。以下同じ。)第二十一条第一項第一号の業務に必要な費用に充てるため政府から旧育英会法第四十条第一項の規定により育英会に貸し付けた資金であつて政令で定めるものに係る育英会に対する債権を免除するものとする。

(育英会の発行する日本育英会債券に関する経過措置)

第十二条 旧育英会法第三十二条第一項の規定により育英会が発行した日本育英会債券は、第十九条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第一項の規定による日本学生支援債券とみなす。

(財団法人国際学友会等からの引継ぎ)

第十三条 次の表の上欄に掲げる法人は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対し、機構の成立の時に現にこれらの法人が有する権利及び義務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる事業の遂行に伴いこれらの法人に属するに至つたものを、機構において承継すべき旨を申し出ることができる。

法人		事業	
昭和十五年十二月六日に設立された財団法人国際学友会(以下この項において「学友会」という。)	平成十五年三月一日現在における学友会の寄附行為第五条第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業	昭和二十年七月一日に設立された財団法人内外学生センター(以下この項において「センター」という。)	平成十五年三月一日現在におけるセンターの寄附行為第四条に掲げる事業のうち留学生交流の推進及び大学等に対する支援に係るもの並びにこれらに附帯する事業
昭和三十一年六月八日に設立された財団法人関西国際学友会(以下この項において「関西学友会」という。)	平成十五年三月一日現在における関西学友会の寄附行為第五条第二号から第七号までに掲げる事業及びこれらに附帯する事業		

昭和三十三年三月一日に設立された財団法人日本国際教育協会(以下この項において「協会」という。)

平成十五年三月一日現在における協会の寄附行為第五條第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、文部科学大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、第一項の規定による申出に係る権利及び義務は、機構の成立の時に於いて機構に承継されるものとする。
(業務の特例等)

第十四条 機構は、当分の間、第十三条に規定する業務のほか、旧育英会法第二十一条第一項第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務のうち、高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)又は専修学校の高専課程の生徒(機構の成立の日の属する年度の翌年度以降にこれらの学校に入学する者を除く。)に対する旧育英会法第二十二條第一項に規定する第一種学資金に係る業務を行う。

2 前項に規定する業務については、旧育英会法第二十二條及び第二十三條の規定は、次条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧育英会法第二十三條中「育英会」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構」とする。

3 機構が第一項に規定する業務を行う場合における第十七條、第十八條第一項、第十九條第一項、第二十二條、第二十三條及び第三十條第二号の規定の適用については、第十七條中「学資金」とあるのは「学資金(附則第十四條第一項に規定する第一種学資金を含む。)」と、第十八條第一項及び第三十條第二号中「第十三條」とあるのは「第十三條及び附則第十四條第一項」と、第十九條第一項及び第二十三條中「第十三條第一項第一号に規定する学資金の貸与に係る業務」とあるのは「第十三條第一項第一号に規定する学

資の貸与に係る業務及び附則第十四條第一項に規定する業務(附帯する業務を除く。)」と、第二十二條第一項中「第十三條第一項第一号に規定する学資金の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。)」とあるのは「第十三條第一項第一号に規定する学資金の貸与に係る業務(第一種学資金に係るものに限る。及び附則第十四條第一項に規定する業務(附帯する業務を除く。))」と、同条第二項中「第十五條第三項又は第十六條」とあるのは「第十五條第三項、第十六條又は附則第十四條第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧育英会法第二十三條第三項」とする。

(日本育英会法の廃止)
第十五條 日本育英会法は、廃止する。
(従前の被貸与者に関する経過措置)
第十六條 前条の規定の施行前に育英会がした貸与契約による学資金の貸与及び貸与金の返還については、なお従前の例による。

2 政府は、機構が前項の規定によりなお従前の例によることとされる貸与金の返還の免除(無利息の貸与金に係るものに限る。)をしたときは、機構に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除することができる。
(日本育英会法の廃止に伴う経過措置)
第十七條 附則第十五條の規定の施行前に旧育英会法第十條、第十七條及び第二十條第一項を除く。の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
(罰則の適用に関する経過措置)
第十八條 附則第十五條の規定の施行前にした行為及び附則第十條第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の

施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(名称の使用制限に関する経過措置)
第十九條 この法律の施行の際現に日本学生支援機構という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。
(政令への委任)
第二十條 附則第二條から第十四條まで及び第十六條から前条までに定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(郵便振替法の一部改正)
第二十一條 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十條)の一部を次のように改正する。
第六十三條の二中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。
(所得税法の一部改正)
第二十二條 次に掲げる法律の表日本育英会の項を削る。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三號)別表第一第一号の表
二 法人税法(昭和四十年法律第三十四號)別表第一第一号の表
三 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五號)別表第一
四 消費税法(昭和六十三年法律第八號)別表第三第一号の表
五 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十號)別表第三
(印紙税法の一部改正)
第二十三條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三號)の一部を次のように改正する。
別表第三の文書名の欄中「日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四號)第二十一條第一項第一号(業務の業務)」を「独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第 号)第十三條第一項第一号(業務の範囲)」に規定する学資金の貸

与に係る業務に改め、同表の作成者の欄中「日本育英会」を「独立行政法人日本学生支援機構」に改める。

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、日本育英会を解散して独立行政法人日本学生支援機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに、公益法人に対する行政の関与の在り方についての改革を行うため、留学生交流の推進を図るための事業を独立行政法人日本学生支援機構に行わせることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人海洋研究開発機構法案 独立行政法人海洋研究開発機構法

目次

- 第一章 総則(第一條―第九條)
- 第二章 役員及び職員(第十條―第十六條)
- 第三章 業務等(第十七條―第十八條)
- 第四章 雑則(第十九條―第二十三條)
- 第五章 罰則(第二十四條―第二十六條)

附則

第一章 総則

(目的)
第一條 この法律は、独立行政法人海洋研究開発機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
(定義)
第二條 この法律において「海洋科学技術」とは、海洋に関する科学技術をいう。

2 この法律において「基礎的研究開発」とは、研究及び開発(以下「研究開発」という。)であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一 科学技術に関する共通的な研究開発
二 科学技術に関する研究開発であつて、国の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人に重複して設置することが多額の経費を要

するため適当でない」と認められる施設及び設備を必要とするもの

三 科学技術に関する研究開発であつて、多数部門の協力を要する総合的なもの
(名称)

第三条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人海洋研究開発機構とする。

(機構の目的)

第四条 独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。

(事務所)

第五条 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

(資本金)

第六条 機構の資本金は、附則第十一条第一項、第三項及び第四項の規定により政府及び政府以外の者から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

2 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

4 政府は、機構に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は船舶(次項において「土地等」という。)を出資の目的とすることができ

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第七条 機構は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 機構は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第八条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができない。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、第十九条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、機構その他の第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第九条 機構でない者は、海洋研究開発機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第十一条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第十二条 理事長の任期は、任命の日から、その日を含む機構に係る通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下「中期目標の期間」という。)の末日までとする。

2 通則法第二十九条第一項後段の規定により同

項に規定する中期目標が変更された場合において中期目標の期間が変更されたときは、理事長の任期は、変更後の中期目標の期間の末日までとする。

3 理事の任期は、当該理事について理事長が定める期間(その末日が理事長の任期の末日以前であるものに限り)とする。

4 第二項の規定により理事長の任期が変更された場合において、理事の任期の末日が理事長の任期の末日後となるときは、当該理事の任期は、変更後の理事長の任期の末日までとする。

5 監事の任期は、二年とする。

(役員欠格事項の特例)

第十三条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売、工事の請負若しくは船舶の運航を業とする者であつて機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

二 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

第十四条 機構の役員に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人海洋研究開発機構法第十三條」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十五条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十六条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。

二 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

三 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力を行うこと。

四 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。

五 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

六 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十八条 機構は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十條第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(出資者原簿)

第十九条 機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込み若しくは出資の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日又は出資者の持分の移転の年月日

三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(機構の解散時における残余財産の分配)

第二十條 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

(主務大臣等)

第二十一条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十二条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十三条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則

第二十四条 第十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下

の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第二十六条 第九条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第十七条まで、第十九条及び第二十條の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 機構の成立の際現に次に掲げる職員である者は、別に辞令を発せられない限り、機構の成立の日において、機構の職員となるものとする。

一 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第百九号)第二条の規定による廃止前の国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第四条

第一項の国立大学に附置する研究所のうち政令で定めるもの(以下「研究所」という。)の職員その内部組織のうち文部科学大臣が定めるものの職員に限る。

二 海洋科学技術センター(以下「センター」という。)の職員

第三条 前条の規定により機構の職員となった研究所の職員に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等

となるため退職したこととみなす。

第四条 附則第二条の規定により研究所の職員が機構の職員となる場合には、その者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 機構は、前項の規定の適用を受けた機構の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続きいた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 機構の成立の日の前日に研究所の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続き機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 機構は、機構の成立の日の前日に研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続き機構の職員となった者のうち機構の成立の日から雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に機構を退職したものであって、その退職した日まで研究所の職員として在職したものとみなす。ただし、国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができず、退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

第五条 附則第二条の規定により機構の職員となつた研究所の職員であつて、機構の成立の日

の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、

第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、機構の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、機構の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、機構の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

第六条 機構の成立の日の前日において国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により文部科学省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人の同号に規定する職員をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この条において「文部科学省共済組合」という。)の組合員である同号に規定する職員(同日において研究所に属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役員及び職員(同号に規定する職員に相当する者に限る。以下この条において「役員」という。)となり、かつ、引き続き同日以後において機構の役員である場合において、その者が同日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があると文部科学省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに文部科学省共済組合に申出をしたときは、当該役員は、第二十二條の規定にかかわらず、同法の規定の適用については、機構の

成立の日以後引き続き当該役員である期間文部科学省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する役員が同項に規定する申出をその期限内に行うことなく死亡した場合に、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることが出来る。

3 機構の成立の日の前日において文部科学省共済組合の組合員である国家公務員共済組合法第二条第一項第一号に規定する職員(同日において研究所に属する者に限る。)が機構の成立の日において機構の役員となる場合において、当該役員又はその遺族が第一項の規定による申出を行わなかったときは、当該役員は、機構の成立の日の前日に退職(同条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。(機構の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第七条 機構の成立の際現に存する国家公務員法第八十条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、機構の成立の際労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、機構の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし

書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(国の有する権利義務の承継等)

第八条 機構の成立の際、第十七条に規定する業務に關し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構の成立の時に於いて機構が承継する。

(国有財産の無償使用)

第九条 国は、機構の成立の際現に附則第二条第一号に掲げる職員の住居の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(センターの解散等)

第十条 センターは、機構の成立の時に於いて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において機構が承継する。

2 機構の成立の際現にセンターが有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時に於いて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 センターの平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

5 センターの解散については、附則第十五条の規定による廃止前の海洋科学技術センター法(昭和四十六年法律第六十三号。附則第十六条において「旧センター法」という。)第三十六条第一項の規定による残余財産の分配は、行われない。

6 第一項の規定によりセンターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。(機構への出資)

第十一条 附則第八条の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に出資されたものとする。

2 前項の出資による権利は、一般会計に帰属するものとする。

3 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、国及び機構が承継するセンターに属する資産の価額の合計額から機構が承継する負債の金額を差し引いた額(当該差し引いた額がセンターの資本金の額を超えるときは、当該資本金の額に相当する金額)に、センターに対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、当該政府以外の者から機構に出資されたものとする。

4 前条第一項の規定により機構がセンターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継するセンターに属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額から、前項の規定により政府以外の者から機構に出資があつたものとされた額を差し引いた額は、政府から機構に出資されたものとする。

5 第一項に規定する財産の価額及び前二項に規定する資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。(持分の払戻し)

第十二条 前条第三項の規定により政府以外の者が機構に出資したものとされた金額については、当該政府以外の者は、機構に対し、その成立の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、当該持分の払戻しを請求することが出来る。

2 機構は、前項の規定による請求があつたときは、第七條第一項の規定にかかわらず、当該持

分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(理事長の任期の特例)

第十三条 通則法第十四条第二項の規定により機構の成立の時に理事長に任命されたものとされる理事長の任期については、第十二条第一項中「任命の日」とあるのは、「機構の成立の日」とする。

(名称の使用制限に關する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に海洋研究開発機構という名称を使用している者については、第九条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(海洋科学技術センター法の廃止)

第十五条 海洋科学技術センター法は、廃止する。

(海洋科学技術センター法の廃止に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定の施行前に旧センター法(第十六条第三項、第二十條第三項及び第二十一条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に關する経過措置)

第十七条 附則第十五条の規定の施行前にした行為及び附則第十四条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から第十四条まで、第十六条及び前条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(所得税法等の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の表海洋科学技術セン

- ターの項を削る。
- 一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表
 - 二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二第一号の表
 - 三 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表
 - 四 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)別表第

一
(印紙税法の一部改正)
第二十条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第三情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二十条第一項第三号及び第四号(業務の範囲)の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第十七号第三号(業務の範囲)の業務に関する文書

号)

独立行政法人海洋研究開発機構

理由

特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、海洋科学技術センターを解散し、その組織と東京大学海洋研究所の組織の一部とを統合した独立行政法人海洋研究開発機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文部科学委員会議録第十二号中正誤

ページ 段 行 誤

二元 一末九 独立採算性 独立採算制
一元 一末七

平成十五年六月四日印刷

平成十五年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C